Translation

Notice: This document is an excerpt translation of the original Japanese document and is only for reference purposes. In the event of any discrepancy between this translated document and the original Japanese document, the latter shall prevail.

Notice: The attached document was provided by Mr. Maki's legal counsel in Japanese. As it was submitted in its original form, no English translation has been prepared or included by the Company.

May 8, 2025

To Whom it May Concern:

Company name: BASE, Inc.
Representative: Representative Director and CEO Yuta Tsuruoka
(Code: 4477, Tokyo Stock Exchange Growth Market)
Inquiries: Director and CFO Ken Harada
TEL 03-6441-2075

Notice Regarding Receipt of the "Statement of Intent Regarding the Large-Scale Purchase"

As disclosed in the notice titled "Notice Regarding the Commencement of a Tender Offer for Shares of the Company by Mr. Hiroyuki Maki" dated May 7, 2025, Mr. Hiroyuki Maki (hereinafter referred to as "Mr. Maki") publicly announced through EDINET, the commencement of a tender offer for the shares of the Company (hereinafter referred to as the "Tender Offer").

Following this announcement, the Company has received from Mr. Maki's legal counsel a written document titled "Statement of Intent Regarding the Large-Scale Purchase" in relation to the Tender Offer, as attached.

As stated in the aforementioned disclosure, the Company will provide its opinion on the Tender Offer and respond in accordance with the Response Policy (as defined in the press release dated March 19, 2025 titled "Notice Regarding Receipt of Planned Commencement of Tender Offer by Mr. Hiroyuki Maki and the Company's Response Policy for Ensuring Corporate Value and the Common Interests of Shareholders"), after thoroughly evaluating the content of the tender offer registration statement and other relevant information. In doing so, the Company will give maximum respect to the recommendations and opinions of the Independent Committee, and promptly inform shareholders of its position.

We kindly ask all shareholders to carefully review the information to be disclosed by the Company, including its opinion on the Tender Offer, and to make their decisions with due consideration.

(End of document)

２０２５年５月７日

ＢＡＳＥ株式会社　取締役会　御中

牧寛之　代理人 弁護士 山中眞人

大規模買付行為等趣旨説明書

牧寛之（以下「公開買付者」といいます。）は、2025年３月14日に貴社にご連絡申し上げましたように、公開買付けを開始いたしましたので、任意の対応として、この大規模買付行為等趣旨説明書（以下「本書」といいます。）をＢＡＳＥ株式会社（以下「貴社」といいます。）の取締役会宛に送付いたします。なお貴社の普通株式を「貴社株式」といいます。

本書は、次のとおり、３つの部分から構成されます。

１．本体（下記の第１～第５）

２．公開買付者が2025年３月13日に貴社に送付した説明文（公開買付者が貴社株式への投資に至った背景・経緯、及び公開買付者の意図、今後の意向を説明した文書）の写し（別紙１）

３．公開買付者が本日関東財務局長宛に提出した公開買付届出書（添付書類を含みません。）の写し（別紙２）（なお、同届出書の提出に係る公開買付けを（以下「本公開買付け」といいます。）

第１　本公開買付け後の公開買付者の方針

１．本公開買付け後の公開買付者の方針

本公開買付け後の公開買付者の方針は、公開買付届出書「第１　公開買付要項」「３　買付け等の目的」「(3)　本公開買付け後の経営方針」にも明記されています。

公開買付者の方針は次のとおりです。なお、下記において、「経営」には財務及び事業の方針の決定を含み、「経営方針」には財務及び事業の方針を含みます。

①貴社株式の上場廃止を企図しておらず、本公開買付け後においても、貴社株式の東京証券取引所グロース市場における上場を維持する。

②貴社の経営、経営方針及び業務執行については貴社の鶴岡裕太社長に対して一任する。但し、本対応方針（下記２で定義します。）に基づく対抗措置が発動される場合は、この限りではない。

③貴社に対して重要提案行為等（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金商法」という。）第27条の26第１項に定義された意味を有する。以下も同様とする。）を行わない。

④貴社を経営する意図も、支配する意図も有しない。

⑤企業価値の向上は貴社の経営陣が責任を負う事項であり、貴社の経営、経営方針及び業務執行に関与しない公開買付者は企業価値の向上に責任を負わない。公開買付者は、企業価値を毀損する行為を行わない。

⑥貴社から依頼があったとしても、貴社の役員に就任する意向はない。公開買付者の知人を貴社の役員とすることもない。

⑦公開買付者は貴社の鶴岡裕太社長による経営を阻害しない。貴社の経営陣も、公開買付者による貴社株式への投資活動を阻害すべきでない。

⑧2025 年5月7日現在において公開買付者が所有する貴社株式及び本公開買付けを通じて取得した貴社株式（両者を総称して、以下「公開買付者所有株式」という。）の売却に際しては、公開買付者所有株式の全てを一括して第三者に売却する場合には、公開買付者は、貴社取締役会に対して、売却の少なくとも6か月前までに当該売却先に関する通知を行い、貴社取締役会と当該売却先との間での十分な協議の時間を確保するものとする。但し、東京証券取引所の立会内取引での売却に関してはこの限りではなく、東京証券取引所の立会内取引で売却されたか又は売却される貴社株式は、公開買付者所有株式の範囲に含まれないものとする。

なお、⑧により、仮に公開買付者が将来に貴社株式の売却を行うとしても、その際に、売却先と貴社取締役会との協議の期間は少なくとも6か月が確保され、十分な協議の時間が確保されていると考えます。

2．公開買付者は、貴社の会社の財務及び事業の方針の決定に関与しないこと

貴社が 2025 年3月 19 日に公表された「牧寛之氏からの公開買付け開始予定の連絡の受領、及びこれを受けた当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保を目的とする当社対応方針に関するお知らせ（当社の会社支配に関する基本方針及び当社株式の大規模買付行為等への対応方針の導入）」との適示開示（以下「3月 19 日貴社リリース」といいます。）による、貴社の会社支配に関する基本方針及び貴社株式の大規模買付行為等への対応方針は、3月 19 日貴社リリースからは必ずしも明確ではありません[1]が、次の3つから構成されていると思われます（総称して、以下「本対応方針」といいます。）。

I. 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

II. 基本方針の実現に資する特別な取組み

III. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支

[1] 3月 19 日貴社リリースの表題では「当社の会社支配に関する基本方針及び当社株式の大規模買付行為等への対応方針」となっていますが、同リリースの本文中では、「会社支配に関する基本方針」との語句も「当社株式の大規模買付行為等への対応方針」との語句も1度も使われておりません。「①具体的な懸念のある牧氏による当社株式を対象とする大規模買付行為等及び②牧氏による当社株式を対象とする大規模買付行為等が行われる具体的な懸念がある状況下において企図されるに至ることがあり得る他の大規模買付行為等への対応方針（以下「本対応方針」といいます。）」との定義はあるものの、同リリース本文中の I.～III. との対応関係は記載されておりません。

配されることを防止するための取組み

上記１から明らかなように、公開買付者は、貴社の財務及び事業の方針の決定を含む、貴社の経営、経営方針及び業務執行に関与しませんので、本対応方針を公開買付者に適用する基礎となる事実がありません。

よって、本対応方針は直ちに撤回又は廃止されるべきです。

３．公開買付者は、貴社の経営の基本方針に何ら影響を与えないこと

本対応方針のうち、上記２．Ｉで言及した基本方針では、「特定の者による当社の経営の基本方針に重大な影響を与える買付提案があった場合」と記載しています。しかし、上記１で述べたように、公開買付者による貴社株式の取得は、そもそも貴社の経営の基本方針に重大な影響を与えるものではなく、現に、公開買付者は、貴社株式を取得するだけであり、何ら経営に関する提案を行っておりませんし行う意図もありません。

また、公開買付者は、繰り返し、経営支配の意図がないことを明言しており、公開買付者による貴社株式の取得の意向表明は買収提案にも該当しません。

よって、公開買付者については、本対応方針の適用の前提となる事実を欠く考えられます。

第２　公開買付価格について

公開買付者は、貴社が本対応方針を導入するより前の 2025 年３月 14 日に本公開買付けの実施を決定していました。本日、その決定に従って公開買付届出書を提出したものです。

公開買付価格は、本対応方針の存在を踏まえて 400 円とし、2025 年５月２日の終値に対して、ディスカウントとなっております。

公開買付者は、本対応方針の存在を踏まえて、公開買付価格を 400 円としましたが、本対応方針が撤回又は廃止されればその価格を引き上げる可能性があることは公開買付届出書に明記したとおりです。

貴社取締役会が真に株主の利益をお考えであれば、直ちに、本対応方針を撤回又は廃止し、貴社株主に対して、公開買付価格の増額の機会を提供すべきであると考えられます。

また、既に金商法に基づく本公開買付けの手続が開始されており、貴社取締役会の意見表明の機会及び質問の権利は、金商法で保障されています。

金商法に基づく本公開買付けの手続きに加えて、貴社取締役会が何ら株主の意思確認をせずに導入した本対応方針を並走させるのは、貴社株主を混乱させるだけであり、時間と労力という面でも不合理であり、金商法に基づく本公開買付けの手続に一本化されるべきであると考えます。

なお、仮に、本対応方針が撤回又は廃止されず、公開買付価格が 400 円のままであれば、本対応方針に基づく対抗措置（いわゆる買収防衛策）を発動するまでもなく、本公開買付けに応募する株主はほとんどおらず、公開買付者が目標とする 30.00%の所有割合には到達しないと思われます。経営陣の自己保身を図るのであれば、本対応方針を撤回又は廃止しないことが最良の選択肢であるかもしれないですが、その意味において、本対応方針の存続は、貴社取締役の利益と貴社株主の利益を相反させることになります。貴社取締役におかれて

は貴社株主の利益のために聡明な判断をされるように期待するものです。

第３　公開買付者の買付け行為の趣旨説明を行ったこと及び貴社取締役会が買付条件についての見解を示さなかったこと

１．公開買付者は、2025 年３月 13 日に買付け行為の趣旨説明を行ったこと

2025 年３月 13 日に、公開買付者は、貴社取締役に対して、なぜ貴社株式を買い付けたいのかを書面で説明しています（別紙１）。まさにこれが大規模買付行為の趣旨説明となっております。

貴社は、大規模買付行為等説明趣意書を受領した際にはその旨を公表するとのことですが、受領した事実のみならず、同３月 13 日の書面（本書の別紙１）をそのままの内容で公表して頂くことを求めます。そのままの内容で公表されない場合、公開買付者としては、貴社取締役会の恣意的な開示であると考えざるを得ません。

２．公開買付者が買付価格、買付割合、買付期間についての見解を要請をしたにもかかわらず、貴社取締役会は何ら見解を示さなかったこと

2025 年３月 14 日に本公開買付けの実施を貴社に通知しましたが、その後、数度にわたって、買付価格、買付割合、買付期間の３点についての貴社取締役会の見解を 2025 年４月８日（当日を含みます。）までに頂戴したい旨を要請させて頂いておりました。にもかかわらず、貴社取締役会からは、同年４月８日をすぎても、一向に回答がなく、本日現在も、買付価格、買付割合、買付期間の３点についての貴社取締役会の見解は示されておりません。

第４　貴社取締役会による恣意的な開示のおそれ

１．貴社からの 2025 年３月 19 日付け「大規模買付行為等趣旨説明書提出のご依頼」（以下「３月 19 日貴社からの依頼書」といいます。）では、大規模買付行為等趣旨説明書は、実行することが企図されている大規模買付行為等の内容及び態様等に応じて、金商法第 27 条の３第２項に規定する公開買付届出書に記載すべき内容に準じる内容を日本語で記載したものを意味するとされていました。そうであれば、公開買付者は、2025 年３月 14 日に意思決定をしたところに従い、金商法に基づく公開買付届出書を提出した方が、より直接的にかつ正確に公開買付者の意図や方針が貴社の株主に対して公表できると考えました。

２．さらに、３月 19 日貴社からの依頼書では、「なお、当社取締役会が大規模買付行為趣旨説明書を受領した場合には、速やかにその旨及び必要に応じてその内容について公表いたします」と書かれていますが、貴社取締役会が恣意的に貴社に都合の悪い部分を公表しない可能性があることを踏まえますと、金商法に基づく公開買付届出書を提出した方が、より直接的にかつ正確に買付者の意図や方針が貴社の株主に対して公表できると考えました。

３．３月 19 日貴社リリースでは、「牧氏の過去の投資活動を踏まえると、本予定公開買付けが公表・開始された場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の観点から懸念があるこ

と」との表題の元に、ベースフード株式会社（以下「ベースフード社」といいます。）の公開買付け（以下「ベースフード公開買付け」といいます。）の事案[2]が記載され、ベースフード社の株主その他のステークホルダーに混乱を生じさせ、株式売却への動機付け又は圧力が生じて株主の自由な株式売却の判断に不当な干渉も及んでいる可能性があるように見受けられますとの記載がなされています。

2025年3月19日に貴社が公表した「「当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保を目的とする当社対応方針」に関する補足説明資料」（以下「3月19日貴社補足説明資料」といいます。）でも、「現状認識 －牧氏に関連する過去の投資活動について②－」との表題のページにて、「ベースフードに対する投資事例においては、株主その他のステークホルダーに混乱を生じさせ、株式売却への動機付け又は圧力が生じて、株主の自由な株式売却の判断に不当な干渉も及んでいる可能性があるように見受けられる」との記載が大きなフォントを用いてなされています。

貴社は、2025年4月14日に「「牧寛之氏との協議状況及びこれを受けた当社の対応に関するお知らせ」に関する補足説明資料」との表題の資料（以下「4月14日貴社補足説明資料」といいます。）を公表しましたが、そこでも、ベースフード公開買付けにつき、3月19日貴社補足説明資料と同じ記載が用いられていました。

しかし、貴社取締役会は、可能性があるように見受けられるとの貴社取締役会の主観を記載したにもかかわらず、貴社の株主や投資家にとって重要である客観的事実を記載しませんでした。すなわち、ベースフード社の取締役会が2025年2月17日に全会一致で、ベースフード公開買付けに賛同する意見を表明していることは、重要な客観的事実の1つです[3]。ベースフード社が2025年2月18日に関東財務局長に提出した意見表明報告書では、ベースフード社の取締役会は、ベースフード公開買付けに賛同した理由を次のように詳細に説明しています。

（i）公開買付者は、テクノロジー企業及び食品企業の経営等の経験より、ベースフード社の潜在的な成長性を認識し、ベースフード社の潜在的な成長性を中長期的視点で顕在化し最大化する方針を支持するものであり、これは他の市場参加者にとってベースフード社への期待を再評価する契機となり得るものであることや、このような支援的な大株主の存在は、ベースフード社が戦略的な意思決定をより大胆かつ迅速に行う後押しとなり、ベースフード社の収益力及び競争優位性が強化され得るものであることを踏まえると、ベースフード公開買付け実施後は、ベースフード社の企業価値の更なる向上が期待され、株主全体の利益に資するものであると判断したこと。

（ii）ベースフード社の経営陣の求めに応じて公開買付者が保持する知見等を通じてベースフード社の企業価値向上に寄与することの説明を受けており、このような補完的な関

---

[2] 公開買付者が100%株主であるMBFアクセラレーション株式会社がベースフード社の普通株式を対象に行った公開買付けであり、公開買付期間は2025年2月18日から同年4月15日までの期間でした。

[3] ベースフード社が2025年2月18日に関東財務局長に提出した意見表明報告書

係性は、経営支援を目的とした健全な投資姿勢を反映しており、短期的な利益ではなく、長期的な企業価値や株主利益の最大化を重視する姿勢と認識し、株主全体の利益に資するものと総合的に判断したこと。

（iii）公開買付者はベースフード公開買付け実施後において、ベースフード社株式の上場を維持することの説明をしており、これは、ベースフード社の自律的な経営判断の尊重を基本とするものであり、ベースフード社の継続的な成長と企業価値の最大化を目指す観点に基づくものと判断したこと。

また、ベースフード社取締役会は、2025年2月17日に、ベースフード公開買付けに応募するか否かについてはベースフード社の株主の皆様の判断に委ねることを全会一致で決議していますが、3月19日貴社リリース、3月19日貴社補足説明資料及び4月14日貴社補足説明資料は、いずれもこのベースフード社取締役会の全会一致での決議という客観的事実の記載を欠いています。

上記のような重要な客観的事実が記載されていないのは、明らかに、重要な事実の不記載であります。さらに、かような重要な客観的事実を記載しない一方で、「株主の自由な株式売却の判断に不当な干渉も及んでいる可能性があるように見受けられる」との貴社取締役会の主観を記載するのは、偏った不公正な開示に該当すると公開買付者は考えています。

第5　公開買付者の表明

1．ベースフード公開買付けに関する貴社取締役会の行為は公開買付者に対する業務妨害・名誉毀損に該当するおそれがあると公開買付者は考えていること

上記第4で述べたように、貴社は3月19日貴社リリース、3月19日貴社補足説明資料及び4月14日貴社補足説明資料などの適示開示資料において、公開買付者の個人名を繰り返し記載したのみならず、ベースフード社の取締役会がベースフード公開買付けに賛同意見を表明している事実を開示せず、さらに、進行中のベースフード公開買付けにつき、ベースフード社の株主の判断に否定的な呼びかけを行なったことは、ベースフード公開買付けを妨害するものであり、さらに公開買付者個人に対する名誉毀損やベースフード社に対する信用毀損を構成しうる行為であると公開買付者は考えております。

2．本公開買付けの社会的意義

他方において、公開買付者は、本公開買付けを通じて、透明な資本市場における正当な対話の場を持つことこそが、資本主義社会における倫理と健全な市場の向上・回復に繋がると確信しています。

繰り返しとなりますが、本公開買付けは、敵対や支配を意図としたものではなく、むしろ個人投資家が優良と考える株式を買い付けるという自然な権利の行使と、理性に基づく行動の象徴であると考えています。

以上

2025年3月13日

BASE株式会社
代表取締役上級執行役員CEO　鶴岡裕太　様
取締役上級執行役員CFO　原田健　様

牧　寛之　代理人
弁護士　山中眞人

牧寛之（以下「牧氏」といいます。）の代理人の弁護士の山中眞人と申します。2025年3月12日に牧氏と貴社代表取締役上級執行役員CEOの鶴岡裕太氏（以下「鶴岡社長」といいます。）の共通の友人の仲介により両氏の間でコミュニケーションがあったと聞いております。本書面は、BASE株式会社（以下「貴社」といいます。）と株主との間における正式なご連絡としてお送り申し上げるものです。

1. 背景

牧氏は、本年3月12日までに貴社普通株式16,582,700株（発行済14.25%）を市場買付にて保有するに至りました。本年3月12日に大量保有報告の変更報告書No.3を提出しております。適時開示が必要とされる主要株主の保有比率に達したこともあり、大量保有報告の変更報告書No.3の保有目的の欄に「支配権プレミアムの獲得を目標に、主要株主として安定保有いたします。」と明記しました。また、上述のとおり、共通の友人を介して鶴岡社長との間でコミュニケーションを取らせて頂きました。早期の面会を打診しましたが、鶴岡社長の予定が合わず実現しませんでした。

その際に、鶴岡社長より牧氏の保有について、
①機関投資家から（牧氏の）大量保有報告書についてどのような意図で株式を取得したのかに関し、貴社が多数の問い合わせを受けている
②鶴岡社長個人の感情に配慮して、ステークホルダーの混乱を防ぐため、貴社が牧氏の意図を把握するまで筆頭株主を超えるような水準の株式取得は控えてほしい
の２点についてご連絡をいただきました。

そのようなご連絡をいただきましたので、現在継続している買付については、3月13日は一時中止として、ご要請通りに、牧氏の意向を本書にてご連絡させて頂いた上で、3月14日より買付を再開する予定としております。

2. 貴社株式への投資に至った経緯

・牧氏は、貴社と鶴岡社長について上場以前より注目していました。牧氏が尊敬するDMM.comグループ創業者の亀山敬司氏がモデレーターをするSNS対談にも登壇される等、30代経営者の中でも抜きんでて優れた経営者と認識しております。

・その後、貴社は先進的なビジネスモデルと極めて高い成長性が評価されて 2019 年に東証グロース市場に上場を果たし、2020 年には時価総額が 3000 億円を超える水準にまで成長されました。
・2021 年以降、東証グロース市場をベンチマークとする新興市場全体が冷え込む中で貴社株式も大きく下落をしましたが、牧氏は貴社について引き続き毎決算の資料を読み込んでゆく中で、独自の視点で真摯に企業価値向上に取り組んでおられる鶴岡社長と貴社経営陣の姿勢に、同じ経営者として強く感銘を受けておりました。
・牧氏は 2025 年 2 月に発表された貴社 2024 年 12 月末期の決算発表を分析した結果、貴社が「ビジネスドメイン・トランスフォーメーション」を遂げていることに気づきました。
・具体的には、フリーミアムで薄く広くロングテール市場からマネタイズする創業時の「ネットショップ作成サービス」だけではなく、Revenue Based Finance（以下「RBF」といいます。）の Yell Bank をドメインの中心とするフィンテック企業に生まれ変わりつつあるという点です。
・RBF は日本においては未だにファクタリングの類型と誤解されておりますが、ファクタリングの弁済順位とコーポレートローン以上の資金使途自由度を兼ね備えた新しい高収益金融サービスであり、顧客の決済とテクノロジーを利用した与信管理を持つことによってのみ事業化ができる現在最も成長が期待できるフィンテック事業と理解します。
・貴社は、既に中小事業者に対して確固たるブランド構築に成功している BASE 事業や、多数の加盟店や GMV を獲得するに至っている Web 決済サービス Pay. Jp で獲得した加盟店顧客に対して、追加的な獲得コスト低く、GMV に対して高いテークレートを実現できる Yell Bank 事業を提供できる業態への転換に成功しつつあります。
・それら、新しい産業で最も大きなコストとなる顧客獲得コストを、三事業の相乗効果で最小化できることから、牧氏は、現在の貴社株式の株価は極端に割安であると考えるに至りました。
・本年 2 月 27 日から市場にて買付を開始しておりますが、それは、同日に大株主の丸井グループがブロックトレードにより、保有していた全ての貴社株式（発行済の約 5%強）を売却した事実を発表したこともあり、需給が緩むことで市場に負担をかけることなく買付ができると考えたことも一因です。

3. 牧氏の意図と今後の意向
・牧氏は、貴社が今後指数関数的に成長し、同時に収益性の劇的な改善を確信し、長期的に楽天グループを超える日本最大の EC/フィンテックプラットフォーマーになる可能性があると考えております（※楽天グループの時価総額は本日現在約 1.93 兆円です）。
・牧氏は、今後も買付けを行うことを考えていますが、重要提案行為を行う予定はなく、経営については鶴岡社長が代表取締役社長である限りにおいて現経営陣の方針に反対することはありませんし、企業価値を毀損する行動をとる予定もありません。

・ただし、一方的に株主の権利を制限する議案（たとえば買収防衛策）が発議された際にはこの限りではありません。
・追加買付においても、30%を超えて保有をする意向があり、ステークホルダーに対する情報の透明性を最大限に確保するためにも、公開買付けを行うことも視野に入れていますが、あくまで経営陣からの賛同を受けて友好的に行いたいと考えております。
・牧氏は、大量保有報告の報告基準（5%）を超える保有については、すべからく「支配権プレミアムを獲得し享受すること」を保有の目的としております。一方で既に役員を受任している会社以外に関して、会社支配権の争いや支配権の行使を行うことは想定しておりません。
・支配権プレミアムとは、単一企業のまとまった株数を保有することで、特別な権利が各種実務で受けられるプレミアムを意味しており、会社支配権とは別の概念です。
・保有比率が 30%を超えると支配権プレミアムが理論上で付加されると一般的には言われており、牧氏が 30%以上の保有を目指す（つまり支配権プレミアムの獲得を目標とする）意向があるのも、その考えに沿っております。
・その獲得に成功した後には、「支配権プレミアムの享受」を志す予定であり、一般的に複数の経路がありますが、あくまで経営陣と友好的に行い、経営陣からの要請があればいわゆるエンゲージメント（企業価値向上に向けた建設的な対話）を行うことがあります。
・追加の買付けは、既に大量保有報告書の変更報告書で公に開示されている保有目的に沿うものと考えております。

以上

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年５月７日
【届出者の氏名又は名称】	牧寛之
【届出者の住所又は所在地】	東京都渋谷区広尾３丁目９番16号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂５丁目２番20号赤坂パークビル 伯グローカル法律事務所
【電話番号】	03－6550－8833
【事務連絡者氏名】	弁護士　山中　眞人
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

(注１)　本書中の「公開買付者」とは、牧寛之をいいます。
(注２)　本書中の「対象者」とは、ＢＡＳＥ株式会社をいいます。
(注３)　本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
(注４)　本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
(注５)　本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
(注６)　本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成２年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
(注７)　本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
(注８)　本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
(注９)　本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第１条第１項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
(注10)　本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものです。

第１ 【公開買付要項】

１ 【対象者名】

ＢＡＳＥ株式会社

２ 【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

３ 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

(a) 公開買付者は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)グロース市場(以下「東証グロース市場」といいます。)に上場している対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)に関し、企業買収等の際に生ずる買収価格や価値の上乗せが得られるいわゆる支配権プレミアム(注１)を獲得することを目的として、対象者の普通株式16,582,700株(所有割合(注２)は14.55%)を立花証券株式会社における信用取引により取得し、所有しております。

公開買付者は、対象者株式につき、重要提案行為等(法第27条の26第１項に定義された意味を有します。以下も同様とします。)を行うことを企図していないことから、会社法上の特別決議事項について拒否権を持たない範囲内である所有割合30.00%まで買い増しするために、2025年３月14日に本公開買付けの実施を決定いたしました。

公開買付者は、対象者株式の上場廃止を企図しておりません。

なお、本書提出日現在において、公開買付者は、具体的に支配権プレミアムを獲得できる対象者に対する企業買収について特段の想定を有しておりません。買い増しの目的は「支配権プレミアム」の享受であり、経営参加は目的としておりません。

公開買付者は、2025年３月12日提出の対象者株式に係る大量保有報告書の変更報告書No.3において、保有目的を「支配権プレミアムの獲得を目標に、主要株主として安定保有いたします。目標に対して経営陣から賛同を得られない場合は、売却することがあります。」と公表しており、その目的は、本書提出日現在、変更されておりません。公開買付者は、「支配権プレミアムの獲得」は、重要提案行為等を行わないという意味において、純投資の一環であると考えております。

公開買付者は、対象者の普通株式16,582,700株を立花証券株式会社における信用取引により取得し、所有しております(注３)。公開買付者が信用取引により対象者株式を取得した日付は2025年２月27日から同年３月12日までであり、下記のとおりです。全て、東京証券取引所の立会内取引による取得となっております。

年月日	取得数(単位：株)
2025年２月27日	383,500
2025年２月28日	1,863,500
2025年３月３日	808,000
2025年３月４日	457,500
2025年３月５日	746,800
2025年３月６日	799,000
2025年３月７日	1,230,200
2025年３月10日	3,018,700
2025年３月11日	3,981,300
2025年３月12日	3,294,200

（注１）　「支配権プレミアム」とは、経営を支配し又は経営に影響を与える可能性がある一定のまとまった割合の株式を取引する際に現れる、まとまった割合ではない市場取引における通常の価格に上乗せされる部分又は当該上乗せを前提とする評価額若しくは価格（基本的に、売却価格と従前の市場株価との差額と考えられます。）をいいます。

（注２）　「所有割合」とは、対象者が2025年４月１日に提出した自己株券買付状況報告書（法24条の６第１項に基づくもの）（以下「対象者自己株券買付状況報告書」といいます。）に記載された2025年３月31日現在の発行済株式総数116,400,590株から保有自己株式数2,459,389株を除いた株数113,941,201株に係る議決権数（1,139,412個）に対する割合をいいます。なお、所有割合の計算において、対象者の新株予約権の権利行使により発行される株式数については発行済株式総数に含めておりません。

（注３）　対象者の株主名簿上は、立花証券株式会社（但し、貸借取引部分については日本証券金融株式会社）が株主として登録されますが、法第27条の２第１項第１号に規定する所有に準ずるものとして政令で定める場合として、令第７条第１号は「売買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する場合」を定めており、信用取引は、当該「株券等の引渡請求権を有する場合」に該当することから、本書届出日における、公開買付者の対象者株式に係る所有株式数は普通株式16,582,700株となります。

(b)　本公開買付けに関連して、下記に述べるＳＴＭを除き、応募合意株主は存在しておりません。

公開買付者は、2025年３月25日付けでTHE UBIQUITOUS MASTER SERIES TRUST MELCO GROUP MASTER FUND（ケイマン法に基づくユニット・トラストであり、インベストメント・マネージャーはSTM Heritage Pte. Ltd.です。）（以下「ＳＴＭ」といいます。）に対して、本公開買付けの実施に関する事実を伝達し、秘密を保持することを合意の上、公開買付者に対象者株式の売付け等（法第167条第１項柱書に定める「売付け等」を意味します。）をする目的をもって対象者株式の買付け等（法第167条第１項柱書に定める「買付け等」を意味します。）を行うことを要請し、ＳＴＭは、同日付けで当該要請に応じる旨を回答しました。本書提出日現在、ＳＴＭによる対象者株式の所有株式数は3,424,200株（所有割合3.00％）となっております。公開買付者とＳＴＭとの合意内容につきましては、下記「(4)　本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

ＳＴＭが対象者株式を取得した日付は2025年４月４日から同年４月17日までであり、下記のとおりです。全て東京証券取引所の立会内取引での取得となっています。

年月日	取得数（単位：株）
2025年４月４日	368,700
2025年４月７日	1,586,600
2025年４月８日	366,500
2025年４月９日	351,200
2025年４月10日	318,700
2025年４月11日	380,500
2025年４月14日	50,300
2025年４月17日	1,700
合計	3,424,200

(c) 本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の下限を設定しておりません。

公開買付者は、支配権プレミアムの享受のための買い増しを目的としており、本公開買付け実施後も対象者株式の上場を維持する方針です。対象者株式につき、重要提案行為等を行うことを企図していないことから、本公開買付け実施後の所有割合は、会社法上の特別決議事項について拒否権を持たない範囲内である所有割合である30.00%としました。このため、法第27条の２第５項及び令第８条第５項第３号並びに法27条の13第４項及び令第14条の２の２に基づく全部勧誘義務及び全部買付義務は生じません。

買付株数の上限は17,600,000株とし、所有割合にして15.45%(保有割合(注)において15.12%)であり、上限まで買い付けた場合の公開買付者の合計の所有株式数は34,182,700株(議決権は341,827個)となり、対象者の発行済株式総数116,400,590株に対する保有割合は29.37%で、対象者の議決権総数1,139,412個に対する株券等所有割合は30.00%となります。

本公開買付けにおいて、本公開買付けに応じて応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の上限(17,600,000株、所有割合は15.45%)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注) 「保有割合」とは、対象者の発行済株式総数に対する公開買付者の保有株式数の比率をいいます。対象者自己株券買付状況報告書に記載された2025年３月31日現在の期末発行済株式総数116,400,590株に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。以下、別段の記載がある場合を除き、比率の計算において同じです。)をいいます。

(d) 公開買付者は、下記「８　買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「① 届出日の前々日又は前日現在の預金」に記載のとおり、本公開買付けに要する資金を、公開買付者の自己資金により賄うことを予定しております。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景，目的及び意思決定の過程

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程は、以下のとおりです。なお、以下の記載のうち対象者に関する記述は、対象者が公表した情報に基づくものです。

① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(a) 対象者について

対象者の2025年３月28日提出の事業年度第12期(自2024年１月１日　至2024年12月31日)有価証券報告書(以下「本有価証券報告書」といいます。)によれば、対象者は、2019年10月に東証マザーズ市場に株式を上場し、2022年４月に東証の市場区分の見直しにより、東証マザーズ市場から東証グロース市場に移行したとのことです。2025年２月27日に公開買付者が対象者株式の買付けを開始する前は、対象者と公開買付者との間に資本関係は一切ありませんでした。本書届出日現在、対象者と公開買付者との間に取引関係や人事上の関係は一切ありません。

本有価証券報告書によれば、対象者の代表取締役CEOであり創業者の鶴岡裕太氏(以下「対象者の鶴岡社長」といいます。)は、Eコマースの課題となっていた決済機能の導入に係る審査期間を短縮すること、専門的なWebサイト構築やWebデザインの技術を使わずに、誰でも簡単にデザイン性の高いネットショップが作成できる仕組みを提供することを目的として2012年12月にBASE株式会社を設立したとのことです。

本有価証券報告書によれば、対象者の事業の方針及び事業の内容は次のとおりとのことです。

まず、「対象者グループ」は、対象者及び対象者の連結子会社であるPAY株式会社及びwant.jp株式会社の計３社で構成されるグループを意味しており(以下も同様とします。)、ネットショップ作成サービス、購入者向けショッピングサービス、オンライン決済サービス、資金調達サービス及び越境ECサービス等の事業を営んでいるとのことです。

対象者は、ネットショップ作成サービス「BASE」及び購入者向けショッピングサービス「Pay ID」を提供するBASE事業と、「BASE」を利用するショップオーナー(注１)を対象とした資金調達サービス「YELL BANK」等を提供するYELL BANK事業を展開しているとのことです。連結子会社であるPAY株式会社では、クレジットカード決済を簡単に導入できるオンライン決済サービス「PAY.JP」を提供するPAY.JP事業を展開しているとのことです。更に、2024年８月に対象者が子会社化したwant.jp株式会社は、日本のEC(注２)運営者による世界中のローカルな販売網へのアクセスを容易にする越境EC(注２)サービスを提供するwant.jp事業を展開しているとのことです。

(注１)　ネット上でショップを運営する者をいいます。
(注２)　ECは、電子商取引を意味しており、以下も同様とします。

(ⅰ)BASE事業

ネットショップ作成サービスである「BASE」は、ものづくりを行う個人にとどまらず、ビジネスを展開する法人、地方自治体をはじめとする行政機関も利用するネットショップ作成サービスと、当該サービスによって開設されたショップの商品が購入できるショッピングアプリ等を提供しているとのことです。「BASE」は、専門的なWebサイト構築やWebデザインの技術がない方でも、対象者が提供するデザインテンプレートや、ノーコードでショップのカスタマイズが可能なショップデザイン機能を使うことで、誰でも簡単にデザイン性の高いネットショップを作成することができると対象者は考えているとのことです。また、ネットショップ運営の課題となっていた決済機能の導入に係る時間を短縮する仕組みとして、対象者独自の決済システム「BASEかんたん決済」を提供し、ネットショップの開設から決済機能の導入までをワンストップで提供することで、これまでネットショップの作成時間、運営費用、Web技術など様々な理由で、ネットショップを始めることが困難であった方でも、手軽にネットショップの開設・運営を始めることができる仕組みを構築していると対象者は考えているとのことです。

＜BASE事業のビジネスモデル上の特徴－ストック性の高いビジネスモデル＞

BASE事業の主な収益は、「BASE」のショップの売上に対して発生する、決済手数料及びサービス利用料であるとのことです。そのため、ネットショップを開設後、継続的に「BASE」を利用することで、「BASE」の流通総額が増大し、対象者の売上の継続的な成長に寄与すると対象者は考えているとのことです。「BASE」におけるショップ開設年別の四半期流通総額は、2024年12月期においては、月額有料プランの提供等により、売上規模の大きなショップの継続率が向上し、流通総額は長期的には着実に積上げられたと対象者は考えているとのことです。これらストック性の高い顧客基盤が「BASE」の特徴であると対象者は考えているとのことです。

(ⅱ)PAY.JP事業

「PAY.JP」は、Webサービスやネットショップ(「BASE」により作成されたネットショップを除きます。)にクレジットカード決済を簡単に導入できるオンライン決済サービスであるとのことです。

「支払いのすべてをシンプルに」というコンセプトのもと、個人・法人を問わずあらゆる開発者が導入しやすいシステム設計としていると対象者は考えており、「申請に時間がかかる」、「高い」、「使いにくい」という従来の複雑なオンライン決済サービスの問題を解決し、導入を圧倒的に簡単にすることで、オンライン決済の可能性を拡げ、人々のインターネットを通じた経済活動がこれまで以上に活発になるよう支援することを対象者は目指しているとのことです。

「PAY.JP」サービスのビジネスの流れは、次のとおりとのことです。

① 顧客(加盟店)がオンライン決済システムとして「PAY.JP」を導入します。

② 「PAY.JP」が導入されているECサイトで商品を購入する者が、クレジットカードを使用して決済を行います。決済が行われると、業務提携先の決済代行会社を経由して決済情報が「PAY.JP」に送信されます。加盟店は「PAY.JP」を通じて「購入情報」を受領します。

③ 決済代行会社は、購入者から代金を回収し、決済手数料控除後、回収した代金をPAY株式会社へ支払います。

④ PAY株式会社は、決済手数料控除後の代金を加盟店へ支払います。

(ⅲ)YELL BANK事業

対象者は、「BASE」を利用するショップオーナーから将来発生する債権を買い取ることにより事業資金を提供する、資金調達サービス「YELL BANK」のサービスを展開しているとのことです。

「YELL BANK」は、「BASE」のショップデータを活用することで、「BASE」のショップの将来の売上を予測し、当該予測に基づき将来債権を買い取ることによりショップオーナーに事業資金を提供する資金調達サービスであり、「BASE」のショップのさらなる成長をサポートすることを目指しているとのことです。

なお、2024年６月には、「YELL BANK」を「PAY.JP」の加盟店向けに横展開した「PAY.JP YELL BANK」の提供が開始されたとのことですが、資金提供の仕組みは「BASE」のショップ向けと同様であるとのことです。

(ⅳ)want.jp事業

2024年８月に対象者がwant.jp株式会社を子会社化したことにより、2024年12月期から、日本のEC運営者による世界中のローカルな販売網へのアクセスを容易にする越境ECサービスを提供するwant.jp事業が対象者グループのプロダクト・ポートフォリオに加わったとのことです。

「want.jp」はデータに基づくグローバルサプライチェーン(注３)を構築し、独自のプライシング機能やロジスティクス機能を提供することで、海外向け販売を強化したい日本のEC運営者をサポートすることを対象者は目指しているとのことです。

(注３) グローバルサプライチェーンとは、製品やサービスの原料調達から最終消費に至るまでの一連の供給プロセスを、国内だけでなく海外拠点も含むグローバルな規模で最適化する仕組みです。

(b) 公開買付者について

公開買付者は、2003年に京都大学経済学部経済学研究科を卒業し、その後、実父が創業した株式会社メルコホールディングス(2025年４月１日より株式会社バッファローに商号変更)(以下「バッファロー社」といいます。)傘下のMelco Asset Management Limitedに入社しました。

2006年１月のライブドアショック(注１)に端を発したバッファロー社の金融事業撤退を受け、公開買付者は、シンガポールに所在するバッファロー社のグループ会社で金融事業を営む会社であるMelco Asset Management Pte. Limitedの株式全てをMBOにより取得しました。その後、2007年10月に同社をMAM PTE LTD.と改称し、同時に、同社の代表者として外部資金の運用受託を行う投資運用業に進出しました。

公開買付者は、2013年に実父が闘病生活に入っていたこともあり、シンガポールに所在するMAM PTE LTD.の廃業と投資運用業の経営から退くことを決断し、日本に帰国し、バッファロー社の常勤取締役となり、2014年６月にはバッファロー社の代表取締役社長に就任し、本書提出日現在、IT関連事業を主として、経営に従事しております。

バッファロー社の代表取締役社長への就任後は、2018年４月に食品事業を営むシマダヤ株式会社を100%子会社化し(注２)、バッファロー社によるIT関連事業の法人ビジネス推進等により2022年３月期に連結でグループ史上最高業績を達成しました(連結の経常利益13,083百万円)(注３)。

このように公開買付者は、金融業界での実務経験を基礎に、上場企業会社の最高責任者として経営全般とIT・ファイナンスに深い理解と経験があると考えております。

公開買付者個人としての有価証券の投資実績については、純投資は行ってはいましたが、発行済株式総数の５%を超える規模の株式を買付ける純投資(支配権プレミアムの享受を含みます。)は2024年10月以降に開始しました。

本書届出日現在、公開買付者が発行済株式総数の５%を超える規模の株式を買付けたのは、ベースフード株式会社、アライドテレシスホールディングス株式会社、及び対象者の３社となっています。

(注１) ライブドアショックとは、2006年１月16日に東京地方検察庁特別捜査部が株式会社ライブドアに対して家宅捜索を行ったことをきっかけに、東京証券取引所で株価が急落した事象を意味します。

(注２) 2024年10月１日を以て、シマダヤ株式会社はバッファロー社の連結子会社から除外されています。

(注３) バッファロー社は持株会社であり、同社のグループは、本書提出日現在、同社、子会社15社及び関連会社１社により構成されており、デジタル家電及びパソコンの周辺機器の開発・製造・販売、ネットワークインフラの構築・施工・保守、データ復旧サービス、ネットワーク・ストレージソフトウェアの開発・販売、ダイレクトマーケティング事業を行うＩＴ関連事業を主な事業内容としております。

(c) 対象者の潜在的な成長性についての公開買付者の考え

公開買付者は、対象者の潜在的な成長性についての下記記載の理由により本公開買付けを実施することを決定いたしました。

(i)公開買付者は、対象者及び対象者の鶴岡社長について2019年以前より注目していました。実際に、対象者の鶴岡社長は、2019年にはForbes JAPANの日本の起業家BEST３位に選出され(注１)、2019年にはザ・マッカランとForbes Japanが制定した「The Greats of Greed Award」を受賞しており(注２)、これらの経営専門誌から優れた経営者として評価されていると公開買付者は考えました。対象者の鶴岡社長の経営手腕に対する評価を裏付けるように、対象者は2019年10月に東証マザーズ市場に上場を果たし、2020年には時価総額が2000億円を超える水準に増加しました(注３)。

(注１) Forbes JAPAN の「Winners 日本を動かす起業家を発表」との記事
https://forbesjapan.com/feat/startup/

(注２) Forbes JAPAN の
「＜対談＞田村淳 × BASE 鶴岡 裕太 ― 上場は大きな目標であり次のステップへのスタートラインでもある」との記事
https://binc.jp/press-room/media/media_20191225

（注３）　対象者が2021年３月26日に提出した第８期(自　2020年１月１日　至　2020年12月31日)の有価証券報告書

(ⅱ)公開買付者は2025年２月14日に発表された対象者の「2024年12月期第４四半期決算説明会資料」を分析した結果、対象者が今後利益額の急速な成長をする可能性を感じとり、対象者株式への投資を開始いたしました。

具体的には、公開買付者は、「2024年12月期第４四半期決算説明会資料」にある連結損益計算書(セグメント別)等において、YELL BANK事業(2024年９－12月期は、売上高262百万円、売上総利益253百万円、セグメント利益122百万円、売上高セグメント利益率46.56%)が急激に成長を遂げていたことを高く評価しました(売上高の成長率は、対前年同四半期比では154.3%増、対前四半期比では9.2%増であり、過去12か月につき、平均四半期成長率は28.5%増、最も低い四半期成長率は5.7%増でした。)。

仮に、売上高の平均四半期成長率につき、直近の9.2%(年率42.1%)の成長が10年続いたと想定した場合は、2034年９－12月期には売上高が8,748百万円となり、最も低い四半期成長率の5.7%(年率25.0%)の成長が続いた場合は2,431百万円となり、現在の売上高セグメント利益率46.56%が維持されると、想定される四半期セグメント利益はそれぞれ4,073百万円、1,132百万円となると公開買付者は考えました。

(ⅲ)対象者は、YELL BANK事業を「BASEを利用するショップが将来の売上(将来債権)を対象者に譲渡することで資金調達を実現するサービス」と対象者のホームページで明記しています(注４)。また、対象者が2025年３月26日に公表した「事業計画及び成長可能性に関する事項」では、「「BASE」のショップを対象とした、将来債権のファクタリングサービス」と説明しています。アンクパートナーズ合同会社が2024年７月に発表した「2023年度　ファクタリングの市場規模を推計・算出(ご案内)」との調査では、日本のファクタリング市場規模は5.7兆円として推計されており、2025年度には6.6兆円に成長すると推計されています(注５)。

（注４）　対象者のウェブサイト中の「YELL BANKはどんなサービスですか」との部分
https://help.thebase.in/hc/ja/articles/360000195181-YELL-BANK%E3%81%AF%E3%81%A9%E3%82%93%E3%81%AA%E3%82%B5%E3%83%BC%E3%83%93%E3%82%B9%E3%81%A7%E3%81%99%E3%81%8B

（注５）　アンクパートナーズ合同会社作成の「2023年度　ファクタリングの市場規模を推計・算出(ご案内)」
https://www.ankhpartners.com/wp-content/uploads/2024/07/c39dec84473baaca4df29400fe603ddd.pdf

(ⅳ)公開買付者は、上述のように、対象となるファクタリング市場の規模と、YELL BANK事業の四半期成長率及びセグメント利益率を考慮に入れ、2025年２月下旬には、YELL BANK事業が長期的に対象者の主要事業となり、企業価値の基礎となる利益額が指数関数的な成長を遂げる可能性があるとの強い考えを持つに至りました。

(ⅴ)公開買付者は、2025年２月27日から対象者株式の市場買付を開始しました。同日午前11時40分に、当時の対象者の大株主の株式会社丸井グループが大量保有報告書の変更報告書No.1を提出し、株式会社丸井グループがブロックトレードにより保有していた全ての対象者株式6,306,000(所有割合5.53%)を売却した事実が公表されました(売却日は同年２月21日となっていました)。公開買付者は、株式会社丸井グループによる対象者株式の当該売却によって対象者株式の市場での供給数が増加することに伴い、当該売却前よりも市場での出来高が増える状況となり約定が成立しやすくなると考えました。このことも、公開買付者が2025年２月27日から対象者株式の市場買付を開始した一因であります。

以上のように、公開買付者は対象者の潜在的な成長性と創業者である対象者の鶴岡社長の経営能力を高く評価し、投資を行うに至りました。

(d) 公開買付者による対象者株式への投資の開始

一般的に「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第３号柱書に規定されるものを意味します)が定められている会社の評価は、定めていない会社の評価よりも低くなることが多いことから、公開買付者は、対象者につき、そのような方針が定められていないことを確認した上で、2025年２月27日に対象者株式への投資を開始いたしました。なお、公開買付者は、対象者株式への投資の開始時より、重要提案行為等を行う意図を有しておりません。

公開買付者は、信用取引による市場取引(東京証券取引所の立会内取引)により、同年３月12日までに14.55%の所有割合まで対象者株式を買い付けました。同年３月13日以降、本書提出日現在まで買付は止めております。

本有価証券報告書によれば、2024年12月31日時点の筆頭株主は対象者の鶴岡社長であり、その所有株式数は18,559,096株(自己株式を除く発行済株式総数に対する所有株式数の割合：15.95%)でした。

筆頭株主の変更は適時開示の対象事項となっていることを踏まえ、同年３月13日以降も買付けを続けると、公開買付者が筆頭株主になることが見込まれたことから、公開買付者は、同年３月12日に、対象者の鶴岡社長に対し、筆頭株主となる見込みであることを対面で伝えるための場を設けることを申し込んだところ、公開買付者は、同日に、対象者の鶴岡社長から、対象者の鶴岡社長以外が筆頭株主になることは好ましくないことを理由に、公開買付者の意図を把握するまでの間、筆頭株主を超える水準の株式取得を遠慮して欲しいとの返答を受信しました。

そこで、公開買付者は、同年３月13日に、一旦、対象者株式の買い増しを止めた上で、公開買付者の意図をＥメールで対象者の鶴岡社長に送信しました。すなわち、公開買付者は、買い増しの意図として、次の事項を対象者の鶴岡社長に伝達しました。

・公開買付者は、今後も買付けを行うことを考えているが、重要提案行為等を行う予定はなく、経営については対象者の鶴岡社長が代表者である限りにおいて現経営陣の方針に反対することはなく、企業価値を毀損する行動をとる予定もないこと。
・ただし、一方的に株主の権利を制限する議案(たとえば買収防衛策)が発議された際にはこの限りではないこと。
・30%を超えて保有をする意向があり、ステークホルダーに対する情報の透明性を最大限に確保するためにも、公開買付けを行うことも視野に入れていること。あくまで経営陣からの賛同を受けて友好的に行いたいこと。
・公開買付者は、大量保有報告の報告基準(５%)を超える保有については、すべからく「支配権プレミアムを獲得し享受すること」を保有の目的としており、既に役員を受任している会社以外に関しては、会社支配権の争いや議決権の行使を行う意図はないこと。
・支配権プレミアムとは、単一企業のまとまった株数を保有することで、特別な権利が各種実務で受けられるプレミアムを意味しており、会社支配権とは別の概念であること。
・保有比率が30%を超えると支配権プレミアムが理論上で付加されると一般的には言われていること。
・「支配権プレミアムの享受」に際しても、経営陣と友好的に行い、経営陣からの要請があればいわゆるエンゲージメント(企業価値向上に向けた建設的な対話)を行うことがあること。

また、上記のように、公開買付者の意図を詳細に説明したことから、同年３月14日から対象者株式の買付けを再開する予定である旨も同時に伝達いたしました。

これに対して，公開買付者は，対象者から，同年３月13日に返信のＥメールを受信しました。返信のＥメールでは，更なる買付けがなされると対象者のステークホルダーに更なる混乱を生じさせ，対象者の企業価値ひいては株主共同の利益の維持・向上に反することにもなりかねないという理由で，同年３月14日に再開予定の買付けを含めて当面の間，対象者株式の買増し行為を差し控えるようにとの内容でした。但し，対象者からのＥメールには，いかなる混乱があったのかや，なぜ，株主共同の利益の維持・向上に反することになりかねないのかの説明は書かれていないと公開買付者は認識しました。

なお，対象者は，３月12日は，鵜岡社長の個人的な感情への配慮を理由として，筆頭株主を超える水準の株式取得を遠慮して欲しいとしていたのに対し，３月13日は，上記の理由で対象者株式の買増し行為を一切差し控えるようにと述べ，理由が不合理に変遷しているように公開買付者には感じられました。

(e) 公開買付者による対象者株式に対する本公開買付けの決定

同年３月14日に，公開買付者は，対象者株式の買付けを再開しませんでした。また，公開買付者は，同年３月14日に，今後の対象者株式の買付けを，それまでの市場内取引ではなく，法に基づく充実した情報開示が求められており，法に従って対象者の株主に対して情報を提供することのできる公開買付けにより行うとの意思を固め，対象者にその旨を同14日午後７時40分頃のＥメールにて対象者に伝達しました。

また，公開買付者は，同年３月14日の同じＥメールにて，対象者に対し，対象者の経営陣が公開買付者に対して買い増しを控えるように要請することは，対象者の鵜岡社長が筆頭株主としての地位を維持するとの利益を享受することに繋がり，対象者が特定株主の保身に対して利益を供与しているとのうがった見方をされるリスクが生じ得ること，及びそのような疑念を市場に与える行動を対象者の経営陣が取ったことこそが，株主共同の利益に反する可能性があるのではないかとの懸念も伝達しました。

そのうえで，公開買付者は，同年３月14日の同じＥメールにて，これまでに対象者の鵜岡社長と面識がない公開買付者の意向を対象者の経営陣が安易に信じることはできないというのも一面あると思われたことから，公開買付者の意思と意図を経営陣だけでなく，ステークホルダー全体に対して，正確かつ漏れなく情報開示した上で，対象者の取締役会からも意見表明を受けて，納得した株主のみが応募することのできる公開買付けが最適な手段であるとの考え(意思決定)となったとの説明を対象者に伝達し，かつ，公開買付者と対象者との間の協議の場を設けることを要請しました。

対象者は，同年３月14日午後７時40分頃の公開買付者からのＥメールに対して，同年３月17日に，公開買付者に対して，対象者の社内にて協議するとだけ返信しました。

同年３月18日に対象者から社内協議の結果についての連絡がなかったことから，公開買付者から対象者に対して，公開買付者の代理人である狛グローカル法律事務所の山中眞人弁護士(以下「公開買付者代理人」といいます。)と対象者の事務方とで名刺交換やZOOM会議の場を設けることを要請しました。これに対して，対象者は，同18日に，公開買付者に対して，事務方の担当者の氏名，役職及びＥメールアドレスを返信したのみで，日程については何らの提案がありませんでした。

(f) 対象者による公開買付者に無断での本公開買付けの開示

同年３月19日の午後２時すぎに，対象者の事務方の担当者であるLegal & Compliance Section Managerの先﨑義明(以下「先﨑氏」といいます。)から公開買付者代理人に対して，面談の方式としてZoomでの面談を希望する旨のＥメールが送られてきましたが日程については何らの提案がありませんでした。その約３時間後の同日の午後５時頃に，対象者は，「牧寛之氏からの公開買付け開始予定の連絡の受領，及びこれを受けた当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保を目的とする当社対応方針に関するお知らせ(当社の会社支配に関する基本方針及び当社株式の大規模買付行為等への対応方針の導入)」(以下「３月19日対象者リリース」といいます。また，同基本方針及び対応方針の総称を「本対応方針」といいます。)を東京証券取引所及び対象者のホームページにおいて開示しました。(本対応方針の詳細については３月19日対象者リリースをご参照ください。)

３月19日対象者リリースの中で、対象者と公開買付者との間で何らの実質的な協議も行われていない旨が書かれていますが、上記のように、対象者は、公開買付者からの数度にわたる要請にも関わらず、実質的な協議をあえて実現せずに、かつ、公開買付者に無断で、３月19日対象者リリースを公表したものです。

なお、公開買付者は、本公開買付けの公表を対象者に要請しておりませんので、３月19日対象者リリースは、法第167条第４項、令第30条による「公表」に該当しません。

(g) 対象者による不公正な開示及び重要事実の不開示

３月19日対象者リリースでは、「牧氏の過去の投資活動を踏まえると、本予定公開買付けが公表・開始された場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の観点から懸念があること」との表題の元に、ベースフード株式会社(以下「ベースフード社」といいます。)の公開買付け(以下「ベースフード公開買付け」といいます。)の事案(注１)が記載され、ベースフード株式会社の株主その他のステークホルダーに混乱を生じさせ、株式売却への動機付け又は圧力が生じて株主の自由な株式売却の判断に不当な干渉も及んでいる可能性があるように見受けられますとの記載がなされています。

同年３月19日に対象者が公表した「「当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保を目的とする当社対応方針」に関する補足説明資料」(以下「３月19日対象者補足説明資料」といいます。)でも、「現状認識－牧氏に関連する過去の投資活動について②－」との表題のページにて、「ベースフードに対する投資事例においては、株主その他のステークホルダーに混乱を生じさせ、株式売却への動機付け又は圧力が生じて、株主の自由な株式売却の判断に不当な干渉も及んでいる可能性があるように見受けられる」との記載が大きなフォントを用いてなされています。

しかし、対象者は、可能性があるように見受けられるとの対象者の主観を記載したにもかかわらず、対象者の株主や投資家にとって重要である客観的事実を記載しませんでした。すなわち、ベースフード社の取締役会が2025年２月17日に全会一致で、ベースフード公開買付けに賛同する意見を表明していることは、重要な客観的事実の１つです(注２)。ベースフード社が2025年２月18日に関東財務局長に提出した意見表明報告書では、ベースフード社の取締役会は、ベースフード公開買付けに賛同した理由を次のように詳細に説明しています。

(i)公開買付者は、テクノロジー企業及び食品企業の経営等の経験より、ベースフード社の潜在的な成長性を認識し、ベースフード社の潜在的な成長性を中長期的視点で顕在化し最大化する方針を支持するものであり、これは他の市場参加者にとってベースフード社への期待を再評価する契機となり得るものであることや、このような支援的な大株主の存在は、ベースフード社が戦略的な意思決定をより大胆かつ迅速に行う後押しとなり、ベースフード社の収益力及び競争優位性が強化され得るものであることを踏まえると、ベースフード公開買付け実施後は、ベースフード社の企業価値の更なる向上が期待され、株主全体の利益に資するものであると判断したこと。

(ii)ベースフード社の経営陣の求めに応じて公開買付者が保持する知見等を通じてベースフード社の企業価値向上に寄与することの説明を受けており、このような補完的な関係性は、経営支援を目的とした健全な投資姿勢を反映しており、短期的な利益ではなく、長期的な企業価値や株主利益の最大化を重視する姿勢と認識し、株主全体の利益に資するものと総合的に判断したこと。

(iii)公開買付者はベースフード公開買付け実施後において、ベースフード社株式の上場を維持することの説明をしており、これは、ベースフード社の自律的な経営判断の尊重を基本とするものであり、ベースフード社の継続的な成長と企業価値の最大化を目指す観点に基づくものと判断したこと。

このような重要な客観的事実が記載されていないのは、明らかに、重要な事実の不記載であります。さらに、かような重要な客観的事実を記載しない一方で、「株主の自由な株式売却の判断に不当な干渉も及んでいる可能性があるように見受けられる」との対象者の主観を記載するのは、偏った不公正な開示に該当すると公開買付者は考えています。

また、ベースフード社取締役会は、2025年２月17日に、ベースフード公開買付けに応募するか否かについてはベースフード社の株主の皆様の判断に委ねることを全会一致で決議しています(注２)。対象者は、３月19日対象者リリースでは、ベースフード株式会社の株主その他のステークホルダーに混乱を生じさせ、株式売却への動機付け又は圧力が生じて株主の自由な株式売却の判断に不当な干渉も及んでいる可能性がある旨が記載されていますが、ベースフード社取締役会が熟慮の上で、ベースフード公開買付けへの応募についてベースフード社の株主の皆様の判断に委ねることを決議した事実と矛盾しています。この観点でも、３月19日対象者リリース及び３月19日対象者補足説明資料は、偏った不公正な開示及び重要事実の不開示を含んでいると考えられます。

さらに、ベースフード公開買付けの公開買付期間は同年４月15日に終了するものであり、同年３月19日時点では進行中の案件でした。３月19日対象者リリース及び３月19日対象者補足説明資料が「過去の投資活動」と記載しているのは間違った記載であると公開買付者は考えております。

このように、３月19日対象者リリース及び３月19日対象者補足説明資料においては、偏った不公正な開示及び重要事実の不開示が行われたと公開買付者は考えております。公開買付者としては、対象者の取締役会に対して情報を提供しても、重要な事実を隠した開示や、偏った不公正な開示がなされ、対象者の株主や投資家を誤った判断に導く可能性があると考えざるを得ませんでした。さらには、３月19日対象者リリース及び３月19日対象者補足説明資料は、ベースフード公開買付けについて、公開買付者が個人として行っている進行中の投資案件に対する妨害行為の側面があると公開買付者としては考えざるを得ませんでした。

そこで、公開買付者としては、対象者との協議は継続するものの、法に従って自ら正しい情報を開示できる公開買付制度により、自ら公開買付届出書を提出し、対象者の株主や投資家に対して正確な情報を提供することが最良であると考えました。なお、後述のとおり、同年４月14日にこの考えはさらに強くなりました。

(注１)　公開買付者が100%株主であるMBFアクセラレーション株式会社がベースフード社の普通株式を対象に行った公開買付けであり、公開買付期間は2025年２月18日から同年４月15日までの期間でした。
(注２)　ベースフード社が2025年２月18日に関東財務局長に提出した意見表明報告書

なお、公開買付者は、本公開買付けにより、全ての既存株主に対して、平等かつ公正に売却の機会を付与するとともに、本公開買付け後の公開買付者の所有割合を30.00%にとどめることで、対象者株主が本公開買付けの実施後も対象者株式を所有し続けるという選択が可能な買付条件を設定しているものと考えています。

2025年３月19日に、公開買付者代理人は、対象者より「大量買付行為等趣旨説明書提出のご依頼」との書面(別紙として３月19日対象者リリースが添付されたもの)(以下「2025年３月19日対象者からの依頼書」といいます。)をＥメールで受領しました。2025年３月19日対象者からの依頼書では、大規模買付行為等趣旨説明書の提出を依頼する旨が記載されており、大規模買付行為等趣旨説明書は、実行することが企図されている大規模買付行為等の内容及び態様等に応じて、法第27条の３第２項に規定する公開買付届出書に記載すべき内容に準じる内容を日本語で記載したものを意味する旨が記載されていました。

これに対して、同年３月25日に、公開買付者は、次のような内容の連絡文を対象者にＥメールにて送信しました。

・公開買付者は、個人として対象者株式に投資をしており(買収を意図するものではないこと)、対象者の３月19日対象者リリースにおける「一般株主」と何ら変わらないこと。
・公開買付者は、一般の個人投資家にすぎず、ファンドや法人と異なり、対象者の経営に参画する体制も力量も時間もないこと。単に、一個人が、対象者の鶴岡社長の経営手腕を高く評価して、市場で上場株を買い付けたにすぎないこと。

・公開買付者は、重要提案行為等を行う予定はなく(対象者の非公開化を提案する意向も全く有しておらず)、経営については、３月19日対象者リリースに記載された特定株主の権利を一方的に制限する可能性がある方針以外には、鶴岡社長が代表取締役社長である限りにおいて現経営陣の方針に反対することはなく、企業価値を毀損する行動をとる予定もないこと。
・公開買付者は、対象者の鶴岡社長が代表取締役社長である限りにおいて、特定株主の権利を一方的に制限する可能性がある方針以外には、現経営陣の方針に反対することはなく、現経営陣に対して経営を委ねる以上、公開買付者が30%超の対象者株式を保有した時点の企業価値は、現経営陣の下での現在の企業価値と変わらないはずであると考えること。

本対応方針は、特定の者による当社の経営の基本方針に重大な影響を与える買付提案があった場合の方針であることを明記しています。しかし、上記のように、公開買付者による対象者株式の取得は、そもそも対象者の経営の基本方針に重大な影響を与えるものではなく、現に、公開買付者は、対象者株式を取得しただけであり、何ら経営に関する提案を行っておりません。よって、公開買付者については、本対応方針の適用の前提となる事実を欠くと公開買付者は考えたことから、2025年３月19日対象者からの依頼書に書かれているご依頼に応じることが不可能である旨を対象者に回答いたしました。なお、公開買付者は、本対応方針を遵守しないという回答をしたことは一度もございません。

上述のように、2025年３月19日対象者からの依頼書では、大規模買付行為等趣旨説明書は、実行することが企図されている大規模買付行為等の内容及び態様等に応じて、法第27条の３第２項に規定する公開買付届出書に記載すべき内容に準じる内容を日本語で記載したものを意味するとされていました。そうであれば、公開買付者は、2025年３月14日に意思決定をしたところに従い、法に基づく公開買付届出書を提出した方が、より直接的にかつ正確に公開買付者の意図や方針が対象者の株主に対して公表できると考えました。なお、本書提出日後、公開買付者は、本書の写しを大規模買付行為等趣旨説明書として、対象者に送付することを予定しております。

(h) 公開買付者と対象者との協議

本公開買付けにつき公開買付価格、公開買付の時期、取得する株式の数・割合は、対象者の賛同を得られるものとしたいこと、及び対象者の経営に関与する意図や対象者を支配する意図がないことを直接に伝えることを目的として、公開買付者は、同年３月25日のＥメールで、対象者に対して、面談・協議の場を設けていただきたい旨を改めて要請しました。

これに対して、公開買付者は、同年３月26日午後９時30分ころに、対象者から返信のＥメールを受領しました。当該返信には、公開買付者が対象者株式を取得する意図を正確に把握したいので、対象者の鶴岡社長と公開買付者の２人で面談したい旨が記載されていました。日程を調整した後、同年３月31日に、公開買付者個人と対象者の鶴岡社長の１対１での面談が約１時間行われました。

また、同じ時間帯に、公開買付者代理人と先崎氏との間で事務面での打ち合わせが10分程度行われました。

公開買付者と対象者の鶴岡社長の１対１での面談では、公開買付者は、おおむね次の事項を説明しました。
・個人として、素晴らしい会社である対象者の株式を買いたいだけであること。
・企業価値の向上は経営者が責任を負うものであり、株主は口を出すべきものでないこと。ゆえに、公開買付者は議決権を行使する意思がないこと。

・公開買付価格、公開買付の時期、取得する株式の数・割合は、対象者の賛同を得られるものとしたいこと。取得する株式の割合でいえば、対象者から、賛同するので0.1%の買い増しで止めてくれと言われれば、公開買付者はそれを最大限尊重して検討すること。賛同を得られる株数を提示して頂ければその株数を超えて買い付けることはないこと。
・今は、対象者株式を売却する意思がなく、今後も、少なくとも6か月は売却しないこと。

かかる公開買付者の説明に対して、対象者の鶴岡社長は、今はニュートラルな立場であり、検討して回答すると述べただけでした。対象者の鶴岡社長は、公開買付価格、公開買付の時期、取得する株式の数・割合について、何ら案を示しませんでした。また、対象者の鶴岡社長は、公開買付者に対して、本対応方針に従って欲しいとの要請を行いませんでした。要請がなかった以上、公開買付者が当該要請に応じなかったとの事実もありません。

公開買付者代理人と先崎氏との間で事務面での打ち合わせにおいては、おおむね、次の内容を記載した書面が先崎氏に交付されました。

＜本公開買付けの条件について＞

1．本公開買付けの期間	対象者との協議を経て決定したいと考えております。
2．買付価格	対象者との協議を経て決定したいと考えております。
3．買付予定の株券等の数	買付予定数の下限：設定しません 買付予定数の上限：対象者との協議を経て決定したいと考えております。

＜公開買付者の方針＞

① 公開買付者は、対象者の代表取締役が鶴岡社長である限り、対象者株式の上場廃止を企図しておらず、本公開買付け後においても、対象者株式の東証グロース市場における上場を維持する方針であること。
② 公開買付者は、鶴岡社長が対象者の代表取締役である限り、対象者に対して重要提案行為等を行わない方針であること。
③ 公開買付者は、鶴岡社長が対象者の代表取締役である限り、対象者の経営方針及び業務執行については鶴岡社長に対して一任する方針であること。
④ 公開買付者は、鶴岡社長が対象者の代表取締役である限り、対象者の経営を支配する意図を有していないこと。
⑤ 公開買付者は、鶴岡社長が対象者の代表取締役である限り、対象者の役員に就任する意向を有していないこと。
⑥ 上記にかかわらず、本対応方針に記載された対抗措置が発動された場合には、公開買付者は、経済的合理性の如何に関わらず、個人の信条・人生観に基づき、法的対応を含め、徹底して争う予定であること。

その上で、公開買付者代理人は、先崎氏に対し、上記①～⑤の内容は、誓約書や合意書などの形で書面化して構わないと説明を行いました。これに対して、先崎氏は、検討する旨を答えたのみでした。本書提出日現在、対象者から公開買付者に対して、当該誓約書の締結の要請はなされていません。

(ⅰ)対象者から買付条件についての回答がなかったこと

同年３月31日の協議の場で、公開買付者は、対象者取締役会の賛同を得る形で本公開買付けを進めたい旨、賛同を得られる条件を提示して頂きたい旨、賛同を得られる株数を提示して頂ければその株数を超えて買い付けることはない旨などを申し入れました。その関連で、公開買付者は、対象者取締役会の見解を頂戴することが必要であると考え、同年４月２日に、本公開買付けの買付価格、本公開買付け実施後の公開買付者の所有割合、本公開買付けの期間の３点について、４月８日(当日を含みます。)までに対象者の見解を頂きたい旨の連絡文をＥメールで送信しました。回答期限を４月８日としたのは、対象者が本公開買付けを同年３月19日に開示してから、同年４月２日時点で、既に２週間が経過しているところ、同年３月19日から３週間以内をめどに関東財務局への事前相談を開始すべきと公開買付者が考えたことによります。

しかし、同年４月８日(当日を含みます。)までに本公開買付けの買付価格、本公開買付け実施後の公開買付者の所有割合、本公開買付けの期間の３点についての対象者取締役会の見解は何ら示されませんでした。また、本書提出日現在も、当該３点についての対象者取締役会の見解は何ら示されておりません。

同年４月２日に、対象者から公開買付者に対して、Ｅメールで秘密保持契約書のドラフトが送付され、その締結が提案されました。しかし、既に３月19日対象者リリースが公表されている以上、公開買付者としては、早期に、全ての情報が公になる方が望ましいこと、秘密保持契約書という名称にもかかわらず、対象者株式の追加取得制限、及び相手方当事者(対象者についてはその役職員を含む。)の評判、名誉若しくは社会的信用、ブランド又はイメージを毀損し、又はそれらに悪影響を及ぼすおそれのある行為(誹謗中傷行為を含むがこれに限られない。)の禁止の定めがあるなど、秘密保持の枠を超えて、公開買付者にとって一方的に不利と考えられる内容が含まれておりました。特に、公開買付者が３月19日対象者リリースについて重要事実の不開示や虚偽記載を主張した場合に、対象者のイメージに悪影響を及ぼすおそれがあるなどと指摘されるおそれがあるように公開買付者は感じておりました。また、３月19日対象者リリースにおけるベースフード公開買付けの記載は、対象者が公開買付者から取得した情報でないため、秘密保持契約の範囲に含まれないこととなります。

これらを踏まえて、公開買付者は、対象者に対して、提示された秘密保持契約書のドラフトで締結することはできない旨を回答し、現在も、締結されておりません。

同年４月７日に、公開買付者代理人は、対象者に対して、Ｅメールで、本対応方針は買収防衛策に該当するものかを質問しました。これに対して、対象者は、買収防衛策に該当するか否かの明言を避けましたが、対象者は、公開買付者による３月14日の本公開買付け開始予定の連絡が買収提案に該当しないと判断しているとの返信を公開買付者代理人に対して同年４月８日に送信しました。

４月９日に、公開買付者代理人は、対象者に対して、Ｅメールにて、３月19日対象者リリースのように、対象者取締役は、公開買付者の了解を得ずに、恣意的とも評価しうる開示・公表を行う恐れがあるように公開買付者は感じているため、公開買付者自身が、予定通り、法に基づき公開買付届出書を提出し、それにより対象者の株主の皆様に対する法に沿った情報提供を行う旨を通知しました。

４月10日に、対象者は、公開買付者代理人に対して、対象者は、本対応方針に沿って対応するが、現時点においては、本公開買付けの条件に関する具体的な想定を認識できていないため、本公開買付けに対する賛否や本対応方針に基づく対抗措置を発動するか否かを決定しているわけではない旨をＥメールで返信しました。なお、この４月10日の対象者からのＥメールでは、公開買付者は本公開買付けの条件に関する具体的な想定の提示を求められておらず、公開買付者としては、対象者取締役会は、法に基づき提出される公開買付届出書を見た後に、本公開買付けに対する賛否を決定すると理解しました。

(j) 対象者による虚偽開示及び再度の不公正な開示・重要事項の不開示

対象者は、同年４月14日に、「「牧寛之氏との協議状況及びこれを受けた当社の対応に関するお知らせ」に関する補足説明資料」との表題の資料(以下「４月14日対象者補足説明資料」といいます。)を公表しました。そこでも、ベースフード公開買付につき、３月19日対象者補足説明資料と同じ資料が用いられ、「現状認識－牧氏に関連する過去の投資活動について②－」とのタイトルの下、ベースフードに対する投資事例においては、株主その他のステークホルダーに混乱を生じさせ、株式売却への動機付け又は圧力が生じて、株主の自由な株式売却の判断に不当な干渉も及んでいる可能性があるように見受けられる旨との記載がなされている一方で、ベースフード社の取締役会がベースフード公開買付けに賛同の意見を表明したとの客観的な重要事実は記載されませんでした。このように、対象者取締役会は、３月19日に続き、再度の偏った不公正な開示・重要事項の不開示を行ったと公開買付者は考えております。

また対象者は、同年４月14日に、「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」に加えて、「牧寛之氏との協議状況及びこれを受けた当社の対応に関するお知らせ」(以下「４月14日対象者リリース」といいます。)を東京証券取引所及び対象者ホームページで公表しました。

４月14日対象者リリースでは、次のように、多数の虚偽記載がなされていると公開買付者は考えております。

(i) ４月14日対象者リリースでは、公開買付者は本対応方針も遵守しないと明言していると記載されています。しかし、公開買付者は、本対応方針を遵守しないと回答したことは一度もありません。上述のとおり、公開買付者については、本対応方針の適用の前提となる事実を欠くと公開買付者は考えたことから、2025年３月19日対象者からの依頼書に書かれているご依頼に応じることが不可能である旨を対象者に回答したものです。

(ii) ４月14日対象者リリースでは、３月31日に対象者の鶴岡社長が、本対応方針の導入の目的及びその背景にある本公開買付けに対する対象者の懸念を改めて説明したという記載がありますが、それらは説明されておりません。

(iii) ４月14日対象者リリースでは、３月31日に対象者の鶴岡社長が、対象者の株主その他のステークホルダーの皆様により一層の混乱が生じることを回避するため、本対応方針の遵守を再度要請した記載されておりますが、そのような要請がなされた事実はありません。そのため、かかる要請に対して、公開買付者が本対応方針を遵守するつもりはないという立場を改めて明確にしたという事実もありません。

また、４月14日対象者リリースでは、公開買付者が、対象者の株主その他のステークホルダーの皆様の困惑・混乱に対する言及をしていない旨が記載されていますが、そもそも、対象者は、その株主その他のステークホルダーが困惑・混乱したとの具体的事実を公開買付者に全く説明しておらず(そもそもそのような事実が真に存在したのか自体が確認できておりません)、公開買付者が困惑・混乱に対する言及をする根拠がないと公開買付者は考えております。

(k) 対象者による本公開買付けに関係しないと思われる質問

４月14日に、公開買付者代理人は、対象者から、ご質問との書面をＥメールで受領しました。しかし、本公開買付けにも本対応方針にも関係しない、あからさまな嫌がらせ目的と考えられる質問が含まれていると公開買付者には感じられました。具体的には次の質問です。

「牧様は、個人の立場で当社株式の取得をされている旨のご説明されておりますが、バッファロー社の代表取締役も務めておられます。その為、牧様が対象者の同意を得ない公開買付けを実施した場合、バッファロー社の取引金融機関がそれ対し慎重な見解を示し、融資取引等の取引関係に影響を及ぼす可能性も否定できないと拝察しております。このような影響についてどのように検討・判断されたのかご教示ください。」

「この質問事項は、バッファロー社における影響を問うものですので、必要に応じて、バッファロー社の取締役へ直接確認をすることを検討しております。」

対象者自身が、この質問事項はバッファロー社における影響を問うものである旨を明記しており、本公開買付けにも本対応方針にも関係しておりません。また、公開買付者は、個人として対象者株式に投資をしていると繰り返し説明してきたものであり、にもかかわらず、バッファロー社の取締役へ直接確認をすることを検討するということは、あからさまな嫌がらせ目的であると公開買付者は考えました。

② 公開買付者が、対象者の本公開買付けへの賛否が不明なまま本公開買付けを開始せざるを得ないと判断したこと

4月21日に、対象者の鶴岡社長は、公開買付者に対して、公開買付者代理人と先崎氏がEメールでやり取りするよりも、対象者の鶴岡社長と公開買付者が直接に話した方が話が早いのではないかとの提案をしました。その後、対象者の鶴岡社長と公開買付者とが電話で話し、公開買付者から、3月19日対象者リリースにより、公開買付者やベースフード社の意思決定に対する誹謗中傷がなされているのではないかとの懸念や4月14日対象者リリースにより虚偽の事実が開示されているとの懸念を対象者の鶴岡社長に伝えました。

対象者は、4月23日に、誹謗中傷の意図はない旨、4月14日対象者リリースには事実誤認がない旨をEメールで公開買付者に対して返答しました。

これに対して、公開買付者は、4月24日、対象者の鶴岡社長に対して、対象者は、適時開示制度の悪用により、公開買付者の投資活動を妨害していると考えている旨を伝えました。

公開買付者は、(i)公開買付者と対象者の認識の差が大きいこと、(ii)本公開買付けの買付価格、本公開買付け実施後の公開買付者の所有割合、本公開買付けの期間の3点についての対象者取締役会の見解の提示がないこと、(iii)法は公開買付けにおいて、対象者の意見表明の機会及び公開買付者への質問の機会を保障していること、を踏まえて、対象者の本公開買付けへの賛否が不明なまま本公開買付けを開始せざるを得ないと判断しました。

(3) 本公開買付け後の経営方針

① 経営に関与しないとの方針

公開買付者の方針は次のとおりです。なお、下記において、経営には財務及び事業の方針の決定を含み、経営方針には財務及び事業の方針を含みます。

(i)対象者株式の上場廃止を企図しておらず、本公開買付け後においても、対象者株式の東証グロース市場における上場を維持する。

(ii)対象者の経営、経営方針及び業務執行については対象者の鶴岡社長に対して一任する。但し、本対応方針に基づく対抗措置が発動される場合は、この限りではない。

(iii)対象者に対して重要提案行為等を行わない。

(iv)対象者を経営する意図も、支配する意図も有しない。

(v)企業価値の向上は対象者の経営陣が責任を負う事項であり、対象者の経営、経営方針及び業務執行に関与しない公開買付者は企業価値の向上に責任を負わない。公開買付者は、企業価値を毀損する行為を行わない。

(vi)対象者から依頼があったとしても、対象者の役員に就任する意向はない。公開買付者の知人を対象者の役員とすることもない。

(vii) 公開買付者は対象者の鶴岡社長による経営を阻害しない。対象者の経営陣も、公開買付者による対象者株式への投資活動を阻害すべきでない。

(viii) 本書提出日現在において所有する対象者株式及び本公開買付けを通じて取得した対象者株式(両者を総称して、以下「公開買付者所有株式」という。)の売却に際しては、公開買付者所有株式の全てを一括して第三者に売却する場合には、公開買付者は、対象者取締役会に対して、売却の少なくとも６か月前までに当該売却先に関する通知を行い、対象者取締役会と当該売却先との間での十分な協議の時間を確保するものとする。但し、東京証券取引所の立会内取引での売却に関してはこの限りではなく、東京証券取引所の立会内取引で売却されたか又は売却される対象者株式は、公開買付者所有株式の範囲に含まれないものとする。

公開買付者は、2025年３月12日提出の対象者株式に係る大量保有報告書の変更報告書No. 3において、保有目的を「支配権プレミアムの獲得を目標に、主要株主として安定保有いたします。目標に対して経営陣から賛同を得られない場合は、売却することがあります。」と公表しており、その目的は、本書提出日現在、変更されておりません。

公開買付者は、支配権プレミアムの享受を目的とし、経営支配を行う意図を全く有していないため、経営及び経営方針については、現経営陣に対して完全に委ね、重要提案行為等を行う予定はありません。

また、公開買付者は、対象者から何らかの要請があれば、その要請に真摯に対応することを検討しますが、公開買付者は、要請があっても、対象者の役員に就任することはありません。

なお、鶴岡社長が対象者の代表取締役でなくなった場合でも、鶴岡社長は対象者の大株主であることに変わりはありません。鶴岡社長が対象者の代表取締役でなくなる事態は、現時点では想定されておりませんが、仮にそのような事態になった場合には、公開買付者は、大株主としての鶴岡社長と協議を行って、その後の保有の方針を決めることを考えております。

② 対象者株式を取得した後の売買方針

対象者株式を取得した後の売買方針について、上記①(vii)記載のとおりです。

公開買付者は、投資ファンドや投資運用会社とは異なり、取得する株式等の投資期間を事前に定めていないため、具体的な売却予定時期の想定はありません。本書提出日現在、売却の検討自体が行われておらず、具体的に決定している事項はございません。

なお、公開買付者は、本書提出日現在において、本公開買付け実施後、対象者株式を追加で取得することは予定しておりません。

③ 対象者株式の議決権行使の方針

対象者株式の議決権の行使方針については、公開買付者は、2025年３月13日のＥメールで対象者に通知したと同様に、対象者の株主総会においては、買収防衛策(名称の如何を問わず、同様の効果を有するものを含みます。)の導入・発動以外の議案に反対いたしません。

但し、本書提出日現在、公開買付者が所有する対象者株式の全てが信用取引によるものであるところ、公開買付者は、当面の間(少なくとも本公開買付けによる対象者株式の買付けの決済完了後６か月間)は、現引きを行うことは意図しておりません。

(4) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、2025年３月25日に、ＳＴＭに対して、対象株式を買付けた上で、本公開買付けに応募することにより公開買付者に売却することを要請し、同日、ＳＴＭはかかる要請を受諾しました。

また公開買付者は、2025年４月３日に、要請の具体的内容をＳＴＭに伝え、同日、ＳＴＭはその要請を受諾しました。受諾された要請の内容は次のとおりです。

(i)買付け割合：発行済株式総数の５％未満

(ii)買付価格：400円未満

(iii)日々の買付け割合：関与率10%以下

(iii)公開買付者に対する対象者株式の売付け日：別途締結する公開買付応募契約で規定(下記のとおり、公開買付応募契約により、本公開買付けの公開買付期間の最終日とされています。)。

(iv)東京証券取引所の市場内取引(かつ立会内取引)での買付けに限られる。

2025年５月１日付けで、ＳＴＭは公開買付者との間で公開買付応募契約(以下「本公開買付応募契約」といいます。)を締結し、本公開買付けが開始された場合、公開買付期間の最終日までにＳＴＭは3,424,200株(以下「ＳＴＭ所有株式」といいます。)の全てについて本公開買付けへの応募(以下「本応募」といいます。)を行う旨を合意しております。ＳＴＭによる本応募の前提条件はありません。

本公開買付応募契約に基づき、ＳＴＭは次の事項を表明し保証しております。

(a) (権限及び手続)

ＳＴＭは、ＳＴＭ所有株式のすべてについて、本公開買付応募契約を適法かつ有効に締結する権限を有しており、また、本公開買付応募契約を締結し、本公開買付応募契約を履行するために必要な手続をすべて履践していること。

(b) (株式の所有)

ＳＴＭ所有株式は、ＳＴＭが所有している対象者株式のすべてであること。また、ＳＴＭは、ＳＴＭ所有株式のすべてをいかなる担保権、請求権その他の負担・制約もない状態で適法かつ所有していること。

本公開買付応募契約により、ＳＴＭは、本応募を行った後、それを撤回しない旨及び、本応募により成立した対象者株式に係る売買契約を解除しない旨を誓約しています。

但し、本公開買付けに係る公開買付価格よりも高い公開買付価格による公開買付けが第三者により開始され、公開買付者が、当該第三者の公開買付けの開始日(又は、当該第三者の公開買付けの公開買付価格が本公開買付けに係る公開買付価格よりも高い価格に変更された日)から５営業日以内に本公開買付けに係る公開買付価格を当該第三者公開買付けの公開買付価格以上の価格に変更しない場合には、ＳＴＭは、本応募を撤回したうえで、第三者公開買付けに応募することができるとされています。

本公開買付応募契約は、同契約の終了について、次のように定めています。

１．本公開買付応募契約は、本公開買付けに係る決済の完了を以て終了する。

２．公開買付者は、①ＳＴＭの表明及び保証に違反があった場合(その場合は、公開買付者のみが解除することができる。)、または、②ＳＴＭが本公開買付応募契約上の義務に重要な点で違反した場合、ＳＴＭに対する書面による通知により、本公開買付応募契約を直ちに解除することができるものとする。

３．いずれの当事者の責めにも帰すべからざる事由により、本公開買付けが不成立となった場合、本公開買付応募契約は自動的に終了する。

４．前二項にかかわらず、本公開買付けに係る決済がなされた後は、いずれの当事者も本公開買付応募契約を解除することはできない。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本書提出日現在、東証グロース市場に上場されておりますが、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図するものではありません。

公開買付者が買付株数の上限である所有割合30.00%まで対象者株式を買い付けた場合でも、上場廃止となる見込みはございません。

東京証券取引所が定める上場維持基準に、発行済株式総数に占める流通株式(注１)の比率を25%以上とすることを求める基準があり、対象者株式について公開買付者が東京証券取引所の定める方法で試算したところ、2025年３月31日時点での流通株式比率は63.70%と算出されました(注２)。算出した流通株比率63.70%から公開買付者が行う本公開買付けの上限の保有割合15.12%(所有割合15.45%)を減ずると、流通株式の比率は48.58%となり、基準である25%を大きく上回ると試算されました。

結果として公開買付者が上限まで対象者株式を買い付けた場合でも、上場廃止となる見込みはないと公開買付者は考えております。なお、上記の試算は、公開されている情報に基づいて公開買付者が計算したものであり、正確性・完全性は保証されません。

(注１)　流通株式とは，おおむね，発行済株式総数から，発行済株式総数に対する保有比率10%を超える保有，自己株式(役員保有分を含みます。)及び国内事業会社による保有(投資一任運用を除く)を固定的な株式として除いたものを意味します。決算期末ごとに判定し，上場維持基準に適合しない場合は３か月以内に発行会社が１年間の改善計画を東京証券取引所に提出し改善に取り組み，改善計画の期間内に基準に適合できないときには監理銘柄・整理銘柄に指定後，上場廃止となります。

(注２)　(注１)に沿って，固定的な株式とされる「保有比率10%を超える保有，自己株式，国内事業会社による保有(投資一任運用を除く)」を次のように考えました(敬称略)。

(ⅰ)本有価証券報告書　第３．１(6)大株主の状況(2024年12月31日現在)により，鶴岡裕太18,559,096株，株式会社サイバーエージェント2,255,000株。
(ⅱ)本有価証券報告書　第４．４コーポレートガバナンスの状況(2)①役員一覧により，原田健522,458株，志村正之40,205株，松崎みき32,259株。
(ⅲ)対象者が2024年８月26日に提出した期半期報告書　第３．１(6)大株主の状況(2024年６月30日現在)により，上田八木短資株式会社1,798,900株(本有価証券報告書には大株主が10名掲載されているところ，10位の株主の株式数が2,220,000株であり，上田八木短資株式会社は11位以下の株主として保有を継続している可能性があるため，固定的な株式の集計に加えております。)。
(ⅳ)対象者自己株券買付状況報告書記載の保有自己株数2,459,389株
(ⅴ)公開買付者が本書提出日現在保有する16,582,700株

これら(ⅰ)乃至(ⅴ)の合計は42,250,007株となり，これを対象者自己株券買付状況報告書記載の対象者の発行済株式総数116,400,590株で除して得た数値が36.30%であり，これが固定的な株式の比率と推測いたしました。100%から推測した固定株比率36.30%を控除して得た数値である63.70%が推測される流通株比率となります。

公開買付者は，本公開買付けの実施後も対象者株式の上場が維持されることが必須と考えていることから，仮に上場維持基準に適合しない状態となった場合には，直ちに，上場廃止の回避のための対応について対象者と協議の上，対象者株式の上場維持に向けた最適な方策を実行したいと考えております。本書提出日現在で具体的な方策について予定している事項はありません。

また，本公開買付けにより，全ての既存株主に対して，平等かつ公正に売却の機会を付与するとともに，買付割合を，上場維持基準の１つである流動性維持基準(25%)に抵触する余地のない割合とすることで，対象者の株主として残りたい株主にはそのまま株主として残っていただける環境を整えることができると判断しました。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

① 【届出当初の期間】

買付け等の期間	2025年５月７日(水曜日)から2025年６月３日(火曜日)まで(20営業日)
公告日	2025年５月７日(水曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス　https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

② 【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第３項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は2025年６月17日(火曜日)まで(30営業日)となります。

③ 【期間延長の確認連絡先】

確認連絡先　　弁護士　山中眞人
東京都港区赤坂５丁目２番20号赤坂パークビル
伯グローカル法律事務所
03－6550－8833
確認受付時間　　平日午前10時から午後５時まで

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式１株につき、金400円 但し、(1) 本対応方針が撤回若しくは廃止された場合、又は(2) 本対応方針に基づく対抗措置の発動(その実施が株主の意思確認を条件とする場合を含みます。)が対象者の取締役会により決議された後、同対抗措置としての差別的な条件を付した新株予約権の無償割当てを仮に差し止める旨の裁判所の命令が確定した場合には、金400円から増額する可能性があります。
新株予約権証券	―
新株予約権付社債券	―
株券等信託受益証券 (　　)	―
株券等預託証券 (　　)	―

算定の基礎	(1) 2025年５月１日現在、上場会社である株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイドの運営する「みん株」では、対象者株式の予想株価を380円としており(注１)、上会社である株式会社アイフィスジャパンの運営する「株予想」でも、対象者株式の予想株価を380円とし、理論株価を394円としており(注２)、及びFusion Media Limited.の運営するInvesting.comでも、対象者株式の予想株価を380円としています(注３)。三者とも、本対応方針の存在を考慮した上で、予想株価や理論株価が算定されていると考えられます。 三者に共通して380円という予想株価が算定されていることから、380円に5.26%のプレミアムを乗せた400円を公開買付価格としました。 (2) 公開買付者は、2025年４月２日に、対象者に対して、2025年４月９日に関東財務局への本公開買付けの相談を開始する旨を明確にした上で、2025年４月８日(当日を含みます。)までに、本公開買付けについて、買付価格、買付期間、取得株式数の３点についての対象者の見解を回答することを求めましたが、対象者からは何らの見解が示されませんでした。公開買付者としては、当該相談に際し、回答期限である2025年４月８日を基準日とすることを考えておりましたが、それは、本対応方針が公表され、本対応方針の導入を反映した時点の株価を基準とするためにも2025年３月19日から一定期間経過後の４月８日が望ましいと考えたことによります。 公開買付者が最近行った対象者株式に係る取引は、2025年３月12日の東京証券取引所(立会内取引)での買付けですが、同日の終値は524円でした。その後、対象者が同年３月19日に本対応方針を公表しました。本対応方針が公表された2025年３月19日の対象者株式の終値は525円でしたが、その後、終値ベースで12日連続して下落を続けました(12日続落)。このように同年３月12日の時点では、本対応方針は存在しませんでしたが、同年３月19日以降は、本対応方針の評価を織り込んだ株価が形成されていたと考えられます。このような理由により、公開買付者が最近行った対象者株式に係る買付け取引の価格は、公開買付価格及び本書提出日現在の対象者株式の時価と異なっております。 ４月８日の時点では、本対応方針の評価を織り込んだ株価が形成されていたと考えられます。本対応方針が公表された2025年３月19日の対象者株式の終値は525円でしたが、その後、終値ベースで12日連続して下落を続けました(12日続落)。 同年４月８日を中心に、４月７日の終値は322円であり、４月８日の終値は356円であり、４月９日の終値は343円であり、その平均値は、340.3円です。この平均値と比較すると、400円という公開買付価格は、17.54%のプレミアムが付された価格となります。 (3) 公開買付価格である400円は、４月８日の終値を基準として同日までの過去１か月間の終値単純平均値459円(小数点以下を四捨五入。以下終値単純平均値の計算において同じです。)に対してのディスカウント率は12.85%となりますが、同日までの過去３か月間の終値単純平均値390円に対してのプレミアム率は2.56%であり、同日までの過去６か月間の終値単純平均値338円に対してのプレミアム率は18.34%です。 (4) 400円は、2025年５月２日の対象者株式の終値である454円に対して11.89%のディスカウントとなります。 また、本公開買付けの公表日である同年５月２日の前営業日であり、かつ本書届出日の前々営業日である2025年５月１日の対象者株式の終値454円に対してのディスカウント率は11.89%であり、同日までの過去１か月間の終値単純平均値405円(小数点以下を四捨五入。以下終値単純平均値の計算において同じです。)に対してのディスカウント率は1.23%であり、同日までの過去３か月間の終値単純平均値417円に対してのディスカウント率は4.08%であり、同日までの過去６か月間の終値単純平均値363円に対してのプレミアム率は10.19%です。

	対象者は、公開買付者に無断で、３月19日対象者リリースを公表し、本公開買付けの予定と、本対応方針の導入を公表しました。2025年３月19日の前営業日である2025年３月18日の対象者株式の終値519円に対してのディスカウント率は22.93%であり、同日までの過去１か月間の終値単純平均値519円に対してのディスカウント率は22.93%であり、同日までの過去３か月間の終値単純平均値364円に対してのプレミアム率は9.89%であり、同日までの過去６か月間の終値単純平均値315円に対してのプレミアム率は26.98%です。

（注１）　みん株　https://minkabu.jp/stock/4477/analyst_consensus
（注２）　株予想　https://kabuyoho.jp/reportTarget?bcode=4477
（注３）　Investing.com　https://jp.investing.com/equities/base-inc-consensus-estimates

算定の経緯	上記「算定の基礎」と同じです。

(3) 【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	17,600,000(株)	―	17,600,000(株)
合計	17,600,000(株)	―	17,600,000(株)

(注1) 買付予定数の下限は設定しておりません。応募株券等の総数が買付予定数の上限(17,600,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 単元未満株式も、本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	176,000
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	―
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	―
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2025年5月7日現在)(個)(d)	165,827
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	―
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	―
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年5月7日現在)(個)(g)	34,242
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	―
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	―
対象者の総株主等の議決権の数(2025年3月31日現在)(個)(j)	1,139,412
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a／j)(%)	15.45
買付け等を行った後における株券等所有割合((a+d+g)／(j+(b−c)+(e−f)+(h−i))×100)(%)	30.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(17,600,000株)に係る議決権の数です。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年5月7日現在)(個)(g)」については、その全株につき本公開買付けに応募することが合意されており、本公開買付けにおいて特別関係者が所有する株券等について買付け等の対象となるため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年5月7日現在)(個)(g)」を分子に加算しておりません。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(2025年3月31日現在)(個)(j)」は、対象者自己株券買付状況報告書に記載の発行済株式総数116,400,590株から保有自己株式数2,459,389株を除いた株数113,941,201株に係る議決権数(1,139,412個)を分母として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入おります。

6 【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

公開買付代理人

立花証券株式会社　　東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番14号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために以下の復代理人を選任しています。

株式会社DMM.com証券(公開買付復代理人)

東京都中央区日本橋二丁目７番１号東京日本橋タワー10階

※公開買付代理人及び公開買付復代理人に取引口座を保有されていない方のうち、インターネットで応募申込みの為の口座開設手続きをご希望の方は株式会社DMM.com証券でお申込みの手続をして下さい。対面又は書類郵送等で応募申込みの為の口座開設手続きをご希望の方、及び国内非居住者の方は立花証券株式会社でお申込みの手続きをして下さい。
本公開買付けに係る応募の申込みをされる方(以下「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人又は公開買付復代理人の本店又は国内各営業店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載する等の方法により、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください。具体的な応募方法は、公開買付代理人及び公開買付復代理人につき、それぞれ下記のとおりとなっております。

(立花証券株式会社から応募される場合)

① 公開買付代理人の本店又は全国各支店(タチバナストックハウスを含みます。)において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、捺印のうえ、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。なお、「公開買付申込書」を郵便等で送付して頂いた場合でも公開買付期間末日の15時30分までに到着していることを条件といたしますのでご注意ください。応募の際には、ご印鑑、個人番号(法人の場合は法人番号)及び本人確認書類が必要になる場合があります(注１)。

② 公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に公開買付代理人に応募株主等名義の口座(以下「応募株主等口座」といいます。)を開設していただく必要があります。口座開設にあたっては、立花証券株式会社ホームページ(https://www.1ban.co.jp/)の「公開買付けのご案内」をご覧ください。お申込み頂いた方には口座開設及び本公開買付けの応募のために必要な書類が送られます。なお、応募株主等口座を開設する場合には、本人確認書類を提出していただく必要があります。

③ 株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等口座に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人又は公開買付復代理人以外の金融商品取引業者に開設された口座に記録されている場合は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続きを完了していただく必要があります。応募株主等口座に応募株券等が記録され、本公開買付けの応募の受付が完了した場合、公開買付代理人より「公開買付申込受付票」と「公開買付応募申込書」のコピーが交付されます。なお、振替手続きには一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。

④ 対象者の特別口座管理機関である、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社に開設された「特別口座」に記録されている株券等について応募する場合は、当該特別口座から応募株主等口座へのお振替えが必要になります。また、一度特別口座から振替えられた応募株券等については、再度特別口に記録することが出来ませんのでご注意ください。詳しくは三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社にお尋ねください。

⑤ 本公開買付けにおいては、公開買付代理人及び公開買付復代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

⑥ 外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。なお、本人確認書類等をご提供いただく必要が有ります。

⑦ 日本の居住者である個人株主の場合、本公開買付けにより売却された株券等にかかる売却代金と取得費の差額は原則として株券等の譲渡所得等に関する申告分離課税の対象となります(注２)。

⑧ 応募株券等の全部又は一部に買付けが行われないこととなった場合、買付けの行われなかった株券等は応募株主に返還されます。

(注１) ご印鑑、ご本人確認書類について
公開買付代理人である立花証券株式会社に新規に口座を開設する場合、ご印鑑のほか、次の個人番号(法人の場合は法人番号)及び本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類は次の通りになります。ご質問等ある場合は、公開買付代理人にお尋ねください。

・個人の場合
下記，A～Cいずれかの書類の組合せをご提出ください。

	(ア)．個人番号確認書類	(イ)．(ア)の組み合わせとなる本人確認書類
A	個人番号カード(裏)	個人番号カード(表)
B	通知カード	aのいずれか1種類、又はbのうち2種類
C	個人番号記載のある住民票の写し 又は住民票の記載事項証明書	a又はbのうち，「住民票の写し」「住民票の記載事項証明書」 以外の1種類

法改正により通知カードは2020年5月25日(月)に廃止されました。その為，氏名・住所変更等により，本人確認書類と通知カード記載の氏名・住所等に相違がある場合，「通知カード」はマイナンバーを証明する書類として使用することができません。記載事項が本人確認書類と一致している「マイナンバーカード」又は「マイナンバー記載のある住民票の写し」をご提出ください。

a　顔写真付の本人確認書類
・有効期間内の原本のコピーの提出が必要
パスポート(現住所の記載ページのあるものに限ります。)，運転免許証，運転経歴証明書，各種福祉手帳，在留カード，特別永住者証明書

b　顔写真のない本人確認書類
・発行から6か月以内の原本又はコピーの提出が必要
住民票の写し，住民票の記載事項証明書，印鑑証明書
・有効期間内の原本のコピーの提出が必要
各種健康保険証，国民年金手帳(氏名・住所・生年月日の記載があるもの)，各種福祉手帳等
※本人確認書類は申込書に記載された「住所，氏名，生年月日」が確認できる必要があります。
※コピーの場合はあらためて原本の提示をお願いする場合があります。
※立花証券株式会社より本人確認書類の記載住所宛に「取引に係る文書」を郵送(転送不要の簡易書留)し，ご本人様の確認をさせていただきます。

・法人の場合
下記A～Cの確認書類をご提出ください。

A	法人番号確認書類	・法人番号指定通知書又は ・法人番号印刷書類(国税庁法人番号公表サイト等)
B	法人のお客さまの本人確認書類	・登記事項証明書又は ・官公庁から発行された書類等 (名称，本店又は主たる事務所の所在地及び事業の内容を確認できるもの)
C	実質的支配者若しくはお取引担当者の本人確認書類	・個人番号カード(表)又は ・上記個人の場合の本人確認書類(aのいずれか1種類，又はbのうち2種類)

・実質的支配者につきましては公開買付代理人にお尋ねください。
・外国人(居住者を除きます。)，外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合
日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので，居住者の本人確認書類に準じるもの等(自然人の場合は，氏名，住所，生年月日の記載のあるものに，法人の場合は，名称，本店又は主たる事務所の所在地及び事業の内容の記載のあるものに限ります。)

(注2)　株券等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(個人株主の場合)
個人株主の方につきましては，株券等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき，ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(株式会社DMM.com証券から応募される場合)

① 応募株主等は、公開買付復代理人のホームページ(https://kabu.dmm.com/)から応募株主等名義の証券取引アカウント(以下「応募株主等口座(公開買付復代理人)」といいます。)を開設した後、取引ツール(DMM株STANDARD)から所要事項を入力することで公開買付期間の末日の15時30分までに申し込む方法にて、応募してください。

② 株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等口座(公開買付復代理人)に応募する予定の株券等が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人又は公開買付復代理人以外の金融商品取引業者等に開設された「特別口座」に記録されている場合は、応募に先立ち、公開買付復代理人に開設した応募株主等口座(公開買付復代理人)への振替手続きを完了していただく必要があります。

③ 対象者の特別口座の口座管理機関である、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社に開設された「特別口座」に記録されている株券等について応募する場合は、当該特別口座から応募株主等口座(公開買付復代理人)へのお振替えが必要になります。また、一度特別口座から振替えられた応募株券等については、再度特別口に記録することが出来ませんのでご注意ください。詳しくは三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社にお尋ねください。

④ 本公開買付けにおいて、公開買付代理人及び復代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

⑤ 公開買付復代理人に証券取引アカウントを開設していない応募株主等には、新規に証券取引アカウントを開設していただく必要があります。証券取引アカウントを開設される場合には、マイナンバー確認書類及び本人確認書類(注３)が必要となります。

⑥ 日本の居住者である個人株主の場合、公開買付けにより売却された株券等にかかる売却代金と取得費との差額は、原則として株券等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります(注４)。

⑦ 応募株主等は、取引ツールより対象者株式の応募状況を照会することができます。

⑧ 応募株券等の全部の買付け等が行われないこととなった場合、買付け等の行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

(注３) マイナンバー(個人番号)又は法人番号及び本人確認書類等について
公開買付復代理人である株式会社DMM.com証券において新規に証券取引アカウントを開設して応募される場合には、マイナンバー(個人番号)又は法人番号を確認する書類及び本人確認書類等が必要になります。また、既に証券取引アカウントを有している場合であっても、住所変更、税務に係る手続等の都度、マイナンバー(個人番号)又は法人番号及び本人確認書類等が必要な場合があります。なお、マイナンバー(個人番号)を確認するために提出する書類により、必要となる本人確認書類が異なります。詳しくは公開買付復代理人のホームページ内「本人確認書類について」(https://securities.dmm.com/sending_flow/?t=stock)にてご確認ください。

※対面による口座開設をご希望の方、及び国内非居住者の方、並びに郵送手続きによる口座開設をご希望の方につきましては、公開買付代理人(立花証券株式会社)へお問い合わせください。

(注４) 株券等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(日本の居住者である個人株主の場合)
日本の居住者である個人株主の方につきましては、株券等の譲渡所得には、一般に申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士又は所轄税務署にご確認いただきますようお願いいたします。

(2) 【契約の解除の方法】

(立花証券株式会社から応募された場合)

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店(タチバナストックハウスを含みます。)に、応募の受付の際に交付された「公開買付申込受付票」と「公開買付応募申込書」のコピーを添付の上、「公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面」(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者
立花証券株式会社　東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番14号
(その他立花証券株式会社全国各支店(タチバナストックハウスを含みます。))

(株式会社DMM.com証券から応募された場合)

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除については、公開買付復代理人の取引ツール(DMM株 STANDARD)から所要事項を入力する方法により解除手続を行ってください。

解除の申し出を受領する権限を有する者

株式会社DMM.com証券　東京都中央区日本橋二丁目７番１号東京日本橋タワー10階

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が前記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10　決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還致します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

立花証券株式会社　東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番14号

株式会社DMM.com証券(公開買付復代理人)　東京都中央区日本橋二丁目７番１号　東京日本橋タワー

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	7,040,000,000
金銭以外の対価の種類	―
金銭以外の対価の総額	―
買付手数料(円)(b)	10,000,000
その他(円)(c)	4,300,000
合計(円)(a)＋(b)＋(c)	7,054,300,000

(注１)　「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(17,600,000株)に公開買付価格(400円)を乗じた金額を記載しています。

(注２)　「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人及び公開買付復代理人に支払う手数料の見積額を記載しています。

(注３)　「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しています。

(注４)　上記金額には消費税等は含まれていません。

(注５)　「その他(c)」には、公開買付代理人及び公開買付復代理人に支払われる諸経費並びに弁護士報酬等も含まれますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

① 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
預け金(証券会社への預託金)	8,906,332
計(a)	8,906,332

② 【届出日前の借入金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	―	―	―	―
2	―	―	―	―
計				―

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
―	―	―	―
計			―

③ 【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	―	―	―	―
2	―	―	―	―
計(b)				―

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(円)
―	―	―	―
―	―	―	―
計(c)			―

④ 【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
―	―
計(d)	―

⑤ 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

8,906,332,369円((a)＋(b)＋(c)＋(d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

立花証券株式会社　東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番14号

株式会社DMM.com証券(公開買付復代理人)　東京都中央区日本橋二丁目７番１号　東京日本橋タワー

(2) 【決済の開始日】

2025年６月10日(火曜日)

(注)　法第27条の10第３項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は2025年６月24日(火曜日)となります。

(3) 【決済の方法】

(立花証券株式会社から応募された場合)

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。本公開買付けによる買付けは、金銭にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(株式会社DMM.com証券から応募された場合)

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を公開買付復代理人の取引ツール(DMM株STANDARD)にて電子交付します。本公開買付けによる買付けは、金銭にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、決済の開始日以後遅滞なく、応募株主等口座(公開買付復代理人)へ入金いたします。

(4) 【株券等の返還方法】

下記「11　その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第４項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間の末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻す(上記「７　応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」の(立花証券株式会社から応募される場合)の④及び(DMM.com証券株式会社から応募される場合)の③の特別口座は除きます。)ことにより返還します(株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店(タチバナストックハウスを含みます。)にご確認ください。)。また、公開買付復代理人(株式会社DMM.com証券)から応募された応募株主等については、応募株主等口座(公開買付復代理人)に返還いたします。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第４項各号に掲げる条件の有無及び内容】

買付予定数の下限は設定しておりません。

応募株券等の総数が買付予定数の上限(17,600,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第５項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に１単元(100株)未満の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)。

あん分比例の方式による計算の結果生じる１単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき１単元(追加して１単元の買付け等を行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付け等を行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付け等を行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる１単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を１単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に１単元未満の株数の部分がある場合は当該１単元未満の株数)減少させるものとします。但し、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第１項第１号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第３号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第２項第３号乃至第６号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第１項第３号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の６第１項第１号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第１項に定める行為を行った場合は、府令第19条第１項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、上記「7　応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「10　決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の６第１項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(但し、法第27条の８第11項但書に規定する場合を除きます。)は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第９条の４及び府令第30条の２に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)。

第２ 【公開買付者の状況】

１ 【会社の場合】

該当事項はありません。

２ 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

３ 【個人の場合】

(1) 【生年月日】

1980年11月15日

(2) 【職歴】

2014年６月　株式会社メルコホールディングス(現　株式会社バッファロー)代表取締役社長(現任)
2020年５月　株式会社バッファロー・IT・ソリューションズ　代表取締役社長
2020年10月　メルコフィナンシャルホールディングス株式会社　代表取締役社長
2021年５月　株式会社バイオス　代表取締役社長
2022年５月　シマダヤ株式会社　取締役(現任)
2022年６月　株式会社セゾン情報システムズ(現　株式会社セゾンテクノロジー)社外取締役
2023年６月　川崎汽船株式会社　社外取締役(現任)
2023年７月　株式会社メルコグループ　代表取締役(現任)

(3) 【破産手続開始の決定の有無】

該当事項はありません。

第３ 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

１ 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(2025年５月７日現在)

	所有する株券等の数	令第７条第１項第２号に該当する株券等の数	令第７条第１項第３号に該当する株券等の数
株券	200,069(個)	―(個)	―(個)
新株予約権証券	―	―	―
新株予約権付社債券	―	―	―
株券等信託受益証券 (　　)	―	―	―
株券等預託証券 (　　)	―	―	―
合計	200,069	―	―
所有株券等の合計数	200,069	―	―
(所有潜在株券等の合計数)	(―)	―	―

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

(2025年５月７日現在)

	所有する株券等の数	令第７条第１項第２号に該当する株券等の数	令第７条第１項第３号に該当する株券等の数
株券	165,827(個)	―(個)	―(個)
新株予約権証券	―	―	―
新株予約権付社債券	―	―	―
株券等信託受益証券 (　　)	―	―	―
株券等預託証券 (　　)	―	―	―
合計	165,827	―	―
所有株券等の合計数	165,827	―	―
(所有潜在株券等の合計数)	(―)	―	―

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(2025年５月７日現在)

	所有する株券等の数	令第７条第１項第２号に該当する株券等の数	令第７条第１項第３号に該当する株券等の数
株券	34,242(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券（　）	—	—	—
株券等預託証券（　）	—	—	—
合計	34,242	—	—
所有株券等の合計数	34,242	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

① 【特別関係者】

氏名又は名称	THE UBIQUITOUS MASTER SERIES TRUST MELCO GROUP MASTER FUND(注１)
住所又は所在地	One Nexus Way Camana Bay Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands
職業又は事業の内容	投資運用事業
連絡先	連絡者：STM Heritage Pte. Ltd., Hidekazu Takagi 連絡場所：18 Robinson Road, 18 Robinson #15-01, Singapore 048547 電話番号：+65695557844
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者(注２)

(注１) THE UBIQUITOUS MASTER SERIES TRUST MELCO GROUP MASTER FUNDは、ケイマン法に基づくユニット・トラストであり、インベストメント・マネージャーはSTM Heritage Pte. Ltd.です。上記「第１　公開買付要項」、「３　買付等の目的」、「(1) 本公開買付けの概要」(b)において「ＳＴＭ」と定義されており、以下もその定義に従います。

(注２) ＳＴＭは、本公開買付けにより対象者の株券等を直接取得することは予定しておりませんが、公開買付者の要請に基づき公開買付者に売り付ける目的をもって対象者株式を買付け、公開買付者との間で公開買付応募契約を締結し、本公開買付けに応募することを合意していることから、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者に該当する可能性があると判断し、特別関係者として記載しております。

② 【所有株券等の数】

(2025年５月７日現在)

	所有する株券等の数	令第７条第１項第２号に該当する株券等の数	令第７条第１項第３号に該当する株券等の数
株券	34,242(個)	―(個)	―(個)
新株予約権証券		―	
新株予約権付社債券		―	
株券等信託受益証券 (　　)		―	
株券等預託証券 (　　)		―	
合計			
所有株券等の合計数	34,242	―	―
(所有潜在株券等の合計数)	(―)	―	―

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

氏名又は名称	株券等の種類	増加数	減少数	差引
牧寛之	普通株式	14,335,700(株)	0	14,335,700(株)

(注) 相対売買はなく、全て東京証券取引所の立会内取引によります。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

公開買付者は、立花証券株式会社から信用取引にて対象者株式16,582,700株を買い建てることにより、対象者株式を所有しております。

公開買付者は、ＳＴＭとの間で、2025年５月１日付で、本公開買付応募契約を締結しており、ＳＴＭ所有株式(ＳＴＭが所有する対象者株式の全て)(合計：3,424,000株、所有割合：3.00%)について本公開買付けに応募する旨を合意しております。この契約の詳細につきましては、上記「第１　公開買付要項」の「３　買付け等の目的」の「(4) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第４ 【公開買付者と対象者との取引等】

１ 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

２ 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

該当事項はありません。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

上記「第１　公開買付要項」の「３　買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」及び「(3) 本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

第５ 【対象者の状況】

１ 【最近３年間の損益状況等】

(1) 【損益の状況】

（単位：千円）

決算年月	―	―	―
売上高	―	―	―
売上原価	―	―	―
販売費及び一般管理費	―	―	―
営業外収益	―	―	―
営業外費用	―	―	―
当期純利益(当期純損失)	―	―	―

(2) 【１株当たりの状況】

（単位：円）

決算年月	―	―	―
１株当たり当期純損益	―	―	―
１株当たり配当額	―	―	―
１株当たり純資産額	―	―	―

２ 【株価の状況】

（単位：円）

金融商品取引所名又は認可金融商品取引業協会名	東京証券取引所　グロース市場						
月別	2024年11月	12月	2025年１月	２月	３月	４月	５月
最高株価	349	361	354	441	538	454	465
最低株価	233	297	298	339	361	313	446

（注）　2025年５月については、同月２日までのものです。

3 【株主の状況】

(1) 【所有者別の状況】

年　月　日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数　株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	―	―	―	―	―	―	―	―	―
所有株式数（単位）	―	―	―	―	―	―	―	―	―
所有株式数の割合（%）	―	―	―	―	―	―	―	―	―

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

① 【大株主】

年　月　日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
―	―	―	―
―	―	―	―
―	―	―	―
―	―	―	―
計	―	―	―

② 【役員】

年　月　日現在

氏名	役名	職名	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
―	―	―	―	―
―	―	―	―	―
―	―	―	―	―
―	―	―	―	―
計	―	―	―	―

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度　第11期(自　2023年１月１日　至　2023年12月31日)　2024年３月27日　関東財務局長に提出
事業年度　第12期(自　2024年１月１日　至　2024年12月31日)　2025年３月28日　関東財務局長に提出

② 【半期報告書】

該当事項はありません。

③ 【臨時報告書】

該当事項はありません。

④ 【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町２番１号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

該当事項はありません。